

昭島市の環境

(昭島市環境基本計画に基づく事業報告)

令和2年度活動/調査報告

昭島市

はじめに

昭島市では、「環境との共生」をまちづくりの理念の一つとして掲げ、この理念を不変のものとし、掛け替えのない環境を将来にわたって維持していくことにより、人とまちが調和したまちづくりを進めています。

平成14年には、人と自然の共生を目指し、うるおいのある環境を守り育てるための環境政策の柱となる環境基本計画を策定し、「美しい水と緑を将来の世代に」を基本理念として、環境問題を市政の重要な課題と位置づけ、様々な環境施策を推進してまいりました。

令和2年度にあつては、戦後最大の危機とも言われる新型コロナウイルス感染症への対応に追われた年であり、例年たくさんの方に参加いただいているあきしま環境緑花フェスティバルの開催を見送るなど、これまでにない1年となりました。

このような中、7月に発生した令和2年7月豪雨の影響で、九州地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、各地で甚大な被害をもたらしました。

近年、こうした豪雨や熱波などの異常気象が各地で発生し、世界的に影響を及ぼしていますが、その背景には、地球規模の温暖化が関係しています。地球温暖化対策及び気候変動適応策は、まさに人類存続のための待ったなしの対策となっています。

本市としましても次期環境基本計画に「地球温暖化対策実行計画」及び「地域気候変動適応計画」を内包するなど、地球環境に最大限配慮しながら強さとしなやかさを持った安全・安心なまちづくりを進め、持続可能な社会の実現を目指しておりますが、各施策の推進につきましては、市民、事業者、行政の連携・協働が不可欠であります。「気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に」を新しい合言葉に、今後も皆様のなご一層の御理解御協力を賜れば幸いです。

結びに、この冊子を発刊するにあたり、貴重なご意見をいただいた環境審議会の委員の皆様、心よりお礼申し上げます。

令和3年9月

昭島市長 臼井伸介

目 次

第1章 昭島市環境基本計画 _____ 1

1 昭島市環境基本計画策定の概要.....	1
2 計画の改定.....	1
3 環境基本計画の推進.....	1
4 施策の体系.....	2
5 環境基本計画の取組状況.....	3
6 事業実施報告.....	5
基本目標1 水と自然を大切にすまち.....	5
個別目標1-1 河川と周辺の自然を保全する.....	5
個別目標1-2 崖線、湧水、水辺を大切にす.....	5
個別目標1-3 水の循環を維持する.....	6
個別目標1-4 生き物と緑を育む.....	7
基本目標2 緑とふれあう文化のまち.....	8
個別目標2-1 歴史ある水と緑を継承していく.....	8
個別目標2-2 まちの緑を保全する.....	8
個別目標2-3 多機能空間として農地を維持する.....	9
基本目標3 健康な暮らしを守るまち.....	11
個別目標3-1 生活環境を守る.....	11
個別目標3-2 航空機騒音対策を推進する.....	26
個別目標3-3 快適な街なみをつくる.....	27
基本目標4 地球にかける負担の少ないまち.....	28
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	
個別目標4-1 省エネ・創エネを推進する.....	28
個別目標4-2 低炭素社会を推進する.....	30
個別目標4-3 ごみを減らしリサイクルを推進する.....	33
基本目標5 環境を学びみんなで取り組むまち.....	35
個別目標5-1 環境学習を推進する.....	35
個別目標5-2 環境情報を有効活用する.....	36
個別目標5-3 パートナーシップを推進する.....	36

第2章 昭島市水と緑の基本計画 _____ 37

1 計画策定の背景と目的.....	37
2 計画の期間.....	37
3 計画の対象と分類.....	37

4 計画の目標.....	38
5 実施状況報告.....	39

第3章 第三次地球温暖化対策実行計画 45

1 計画策定の背景と目的.....	45
2 計画の期間.....	45
3 計画の範囲.....	45
4 計画の目標.....	46
5 実施結果報告.....	46

第4章 調査データ 47

1 公共用水域水質調査.....	47
2 多摩川底生生物調査.....	53
3 湧水調査.....	54
4 地下水揚水量調査.....	58
5 苦情処理.....	59
6 化学物質の適正管理.....	61

第5章 参考資料(環境基準など) 62

1 大気について.....	62
2 騒音・振動について.....	64
3 光化学スモッグについて.....	68
4 水質について.....	68
5 底生生物調査について.....	70
6 湧水について.....	71
7 地下水揚水の規制について.....	71
8 工場・指定作業場等について.....	71
9 化学物質の適正管理について.....	74
10 特定建設作業について.....	75
11 燃料用重油の硫黄分含有率の基準について.....	76
12 ダイオキシン類について.....	77
13 昭島市環境方針.....	78
14 昭島市グリーン購入指針.....	79
15 公共施設環境配慮対策一覧.....	81
16 放射性物質調査.....	84

第 1 章 昭島市環境基本計画

第1章 昭島市環境基本計画

1 昭島市環境基本計画策定の概要

平成14年3月に策定された「昭島市環境基本計画」は、安全で快適な環境を守り、創り、育て、次の世代に引き継いでいくために、「美しい水と緑を将来の世代に」を望ましい環境像に掲げています。

その実現のために5つの基本目標を設定し、市民、事業者、市のそれぞれの日常活動から環境負荷の低減を図るとともに、相互の連携・協働により環境の保全等に取り組む計画になっています。

2 計画の改定

計画は、平成14年度(2002年度)から20年後の令和3年度(2021年度)を目標年度としておりますが、地球温暖化に対する一層の取組が求められているなど、社会状況の変化に対応するため、10年目の平成23年度(2011年度)に見直しを行い、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を内包しました。引き続き、望ましい環境像と基本目標はそのままに、施策について見直しました。

望ましい環境像とその実現のための5つの基本目標

美しい水と緑を将来の世代に	基本目標1 水と自然を大切にすまち
	多摩川などの河川や崖線及び湧水の水循環を守りつつ、生物多様性に配慮した自然の保全と適正な利用施策を講じることにより、人と自然が共生し市民が身近に水と自然を大切にすまちづくりを推進し、これを次世代に継承します。
	基本目標2 緑とふれあう文化のまち
	歴史・文化資産を継承し、公園や緑地、街なみの緑を守り育て、農地や用水の維持に努め、憩いとやすらぎのある緑とふれあう文化のまちづくりを推進し、これを次世代に継承します。
	基本目標3 健康な暮らしを守るまち
	大気や水・土壌の汚染、騒音や有害化学物質などによる環境悪化の未然防止に努め、市民が安心して日々の生活をおくることができるように、健康な暮らしを守るまちづくりを推進します。
	基本目標4 地球にかける負担の少ないまち 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
	省資源、省エネルギーの環境に配慮したライフスタイルやリサイクル推進などによる循環型社会の形成に努めることにより、市民、事業者、市が一体となり地球環境にかける負担の少ないまちづくりを推進します。
	基本目標5 環境を学びみんなで取り組むまち
	環境情報の提供や環境学習の機会の充実をはかり、市民一人ひとりが環境の保全と創造に向けて自主的に参加・行動でき、また、市民、事業者、市のパートナーシップを進めるまちづくりを推進します。

3 環境基本計画の推進

平成23年度の改定により、基本目標を実現するため、個別目標ごとに新たに環境指標を設定し、毎年度、実施状況の調査を行います。

また、この環境指標をもとに、環境審議会で計画の進捗状況などについての審議を行っています。

4 施策の体系

美しい水と緑を将来の世代に	基本目標	個別目標	施策の基本方向	実施報告
	美しい水と緑を将来の世代に	1 まち 水と自然を大切に する	(1) 河川と周辺の自然を保全する	河川の自然を守るために、広域的な協力による水質と水量の保全に努めるとともに、多摩川とその周辺地域の自然環境の保全に取り組み、さらに、河川敷の清掃や美化を推進していきます。
(2) 崖線、湧水、水辺を大切に する			貴重な環境資源である玉川上水や崖線の緑、湧水やその周辺の水辺環境の保全に努めるなど、市民が水と緑の環境と親しめるよう、良好な環境の整備に取り組んでいきます。	P. 5 P. 6
(3) 水の循環を維持する			地下水は、自然の水循環の重要な要素で、地下水100%の水道水を将来にわたって維持していくため、節水や水の再利用を推進するとともに、地下水の涵養のために樹林の保全などにも努めていきます。	P. 6 P. 7
(4) 生き物と緑を育む			多摩川や崖線などの自然環境に恵まれていることから、そこに生息している動植物の実態調査を実施し、生息環境の把握や保護・保全に努め、必要に応じてその回復のための施策を講じていきます。	P. 7
2 のまち 緑とふれあう文化		(1) 歴史ある水と緑を継承 していく	社寺林や文化財とその周辺の水と緑などは、ふるさとの歴史や文化を将来に伝えていくために貴重です。このような、貴重な水と緑を市民と協働で継承していくために、市民が歴史や文化に関わる周辺の景観に接する機会を広げ、保全に努めていきます。	P. 8
		(2) まちの緑を保全する	人に憩いとやすらぎを与える場となる公園や緑地、あるいは街なみを美しくする街路樹などを、環境に配慮しながら保全、整備していきます。また、住宅地の緑化を支援していくとともに、緑のリサイクルにも努めていきます。	P. 8 P. 9
		(3) 多機能空間として農地 を維持する	畑や水田は、新鮮な農作物を供給する場であり、また、自然を身近に学ぶ場としても大切な役割を担っています。そこで農地や用水路などの環境を維持するとともに、農産物生産者と市民の交流の拡充にも努めていきます。	P. 9 P. 10
3 守るまち 健康な暮らしを		(1) 生活環境を守る	大気汚染、水質汚濁、騒音、有害化学物質排出などの改善を推進するために、定期的なモニタリング調査を実施し、環境の実態の把握及び評価を行い、環境基準を達成するとともに、より良好な水準を維持するために必要な施策を講じていきます。	P. 11 ～ P. 25
		(2) 航空機騒音対策を推進 する	市民の生活環境の向上のために、航空機騒音の軽減に向けて、測定、監視、調査体制を確保し、基地周辺自治体との連携をはかるとともに、騒音対策などの拡大をはじめ、環境の保全や健康への影響調査などを関係機関に要請していきます。	P. 26
		(3) 快適な街なみをつくる	ごみのポイ捨てや、不法投棄、路上喫煙を防止し、清潔で快適な街なみを守ります。飼い犬の適正飼養や地域猫活動を促進し、犬・猫による被害の軽減をはかります。	P. 27
4 少ないまち 地球にかける負担の		(1) 省エネ・創エネを推進 する	市民や事業者と協働して、省エネルギーを推進するとともに、省エネルギーに配慮したライフスタイルの普及に努めていきます。また、市域全体で創エネルギーの導入と利用促進に取り組んでいきます。	P. 28 ～ P. 30
		(2) 低炭素社会を推進する	自動車などに関する施策の実施や市民、事業者への普及・啓発に努めます。また、森林を守り増やす活動への広域的協力に努め、温室効果ガス削減対策を行い、地球環境に配慮した低炭素社会の推進に取り組んでいきます。	P. 30 ～ P. 32
	(3) ごみを減らしリサイク ルを推進する	循環型社会の形成に向けて、ごみを減らし適正に処理するために、市民や事業者との協力をはかり、ごみの排出量の一層の削減に取り組み、リサイクルを推進していくとともに、リサイクル商品などの利用促進をはかっていきます。	P. 33 ～ P. 34	
5 取り組むまち 環境を学びみんなで	(1) 環境学習を推進する	社会、生活、自然の多様な側面から地域の環境学習を充実していくとともに、学校と地域の連携の強化をはかり、体験型学習機会の拡充に努めていきます。さらに、循環型社会を担う市民への学習を推進していきます。	P. 35 ～ P. 36	
	(2) 環境情報を有効活用す る	地域の環境の情報をすることで、市民ができることから行動を進めていくために、環境に関する知識や情報を身につける場や機会を提供していくとともに、情報を活用した人材の育成、また、情報交換や活動への拡大を円滑にし、環境活動への参加の拡大に努めていきます。	P. 36	
	(3) パートナーシップを推 進する	現在の地球環境問題は、市民、事業者、市が連携・協力して取り組むことが必要です。そのためには、それぞれの主体が協働できる仕組みを作るとともに、取組を継続していくためにパートナーシップの構築を目指していきます。	P. 36	

5 環境基本計画の取組状況

施策の体系に示したとおり、改定後の計画も「5つの基本目標」は変更せず、法律や条例の改正に伴い行う取組や現状の課題を踏まえ、「16の施策の基本的方向」を「16の個別目標」に変更し、目標を達成していくための取組を推進していきます。個別目標には、達成状況を示す目安として、「環境指標」を設けました。「環境指標」は、目標達成の目安になる取組を「項目」に設定し、計画策定時の「現状」に対して目標達成となる「指標」を設定し、「目標年度」を示しました。その実施状況を調査し、令和2年度の取組状況にまとめました。なお、主な事業を「6 事業実施報告」で説明しています。

基本目標	個別目標	項目	現状	指標	目標年度	取組状況	担当課
1 水と自然を大切に するまち	(1)河川と周辺の自然を保全する	河川の保全・啓発活動に参加した市民人数	3,866人 (平成22年度)	4,600人	令和3年度 (2021年度)	826人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種イベントが中止	環境課
	(2)崖線、湧水、水辺を大切に する	多摩川由来の崖線保全	協議会発足 (平成22年度)	関係市との連携継続	令和3年度 (2021年度)	8市連携により、調布・府中崖線マップを作成	環境課
		崖線の公有化面積	11,683㎡ (平成22年度)	15,000㎡	令和3年度 (2021年度)	11,977.46㎡	環境課
	(3)水の循環を維持する	水循環に関する教室の開催	—	年1回以上の定期的開催	平成25年度 (2013年度)	施設見学会0回、出前講座を1回実施	水道部 工務課
		雨水貯留槽の設置	184件 (平成22年度)	350件	令和3年度 (2021年度)	新設13件、14台 合計363件、423台	水道部 工務課 環境課
	(4)生き物と緑を育む	生物の実態調査の実施	—	報告書の作成	平成30年度 (2018年度)	検討中	環境課
		生物多様性の保全	—	生物多様性保全のための計画の策定	令和3年度 (2021年度)	生物多様性地域戦略を策定中	環境課
2 緑とふれあう文化のまち	(1)歴史ある水と緑を継承していく	市内の巨樹・名木などの保全	—	観察会の実施	平成25年度 (2013年度)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、観察会を中止	環境課
		身近な自然資産散策マップの作成と活用	—	マップの活用	令和3年度 (2021年度)	検討中	環境課
	(2)まちの緑を保全する	緑化に関する補助制度の実施	生け垣設置助成	包括的な緑化補助制度の実施	平成25年度 (2013年度)	生け垣造成、屋上緑化、壁面緑化の緑化推進事業補助金制度を実施中(令和2年度:0件)	環境課
		市内全域のみどり率	43.8% (平成22年度)	43.8%	令和3年度 (2021年度)	41.1% (平成30年東京都調査結果より)	環境課
	(3)多機能空間として農地を維持する	農業用水の環境・防火用水としての活用	—	検討協議会の設置	平成30年度 (2018年度)	検討中	環境課
		農業用水路の維持	約19km (平成22年度)	現状保全	令和3年度 (2021年度)	昭和用水路全域の補修を実施中	環境課

基本目標	個別目標	項目	現状	指標	目標年度	取組状況	担当課
3 健康な暮らしを守るまち	(1)生活環境を守る	道路交通騒音の軽減	夜間の交通騒音が要請限度を超過 (平成22年度)	道路交通騒音の要請限度達成	平成25年度 (2013年度)	要請限度の超過なし	環境課
		きれいな空気と水の保全	大気・水質ともに環境基準を達成 (平成22年度)	大気・水質ともに環境基準を維持	令和3年度 (2021年度)	市で測定を実施している項目については全て環境基準を達成	環境課
	(2)航空機騒音対策を推進する	航空機騒音の軽減	関係機関に航空機騒音防止対策の要請	環境基準値以内	令和3年度 (2021年度)	環境基準は達成	環境課
	(3)快適な街なみをつくる	ごみのポイ捨て・不法投棄の防止	市内クリーン運動を実施	ミニクリーン運動参加事業者の拡大	平成25年度 (2013年度)	自治会、多数の事業所の構成団体と市内クリーン運動を実施 (令和2年度は中止)	環境課
		喫煙マナーの向上	喫煙マナーアップキャンペーンを実施	駅前など人の往来の多いところに規制を設定	平成26年度 (2014年度)	例年は産業まつりにおいて喫煙マナーアップキャンペーンを、市内の各駅にて立川市・福生市と合同喫煙マナーアップキャンペーンを実施しているが、令和2年度は産業まつり及び立川市・福生市とのキャンペーンは中止、拝島駅にて昭島市単独で啓発活動を実施	環境課
	4 地球にかける負担の少ないまち	(1)省エネ・創エネを推進する	家庭版環境マネジメントシステムの構築	—	構築し普及	平成25年度 (2013年度)	「省エネ家計簿」のアプリ版とWeb版を導入
市域の電気使用量の削減			742.2千MWh (平成20年度)	556.7千MWh	令和3年度 (2021年度)	市域の電気使用量削減に向けて、節電を広報で周知等実施 住宅用新エネルギー機器等の普及促進	環境課
(2)低炭素社会を推進する		カーボン・オフセット事業	—	他の自治体などと連携してカーボン・オフセット事業を実施	平成26年度 (2014年度)	例年あきしま環境緑花フェスティバルで1トン分のカーボン・オフセットを実施 (令和2年度は中止)	環境課
		公用車への低公害車の導入	62.8% (平成22年度)	100%	令和3年度 (2021年度)	64.0%	環境課
(3)ごみを減らしリサイクルを推進する		ごみの総資源化率	37.1% (平成22年度)	49%	令和元年度 (2019年度)	36.9%	ごみ対策課
		最終処分量の削減	166トン (平成20年度)	137トン	令和元年度 (2019年度)	不燃残さ全量を資源化し、最終処分量を0トンとした	ごみ対策課
5 環境を学びみんなで取り組むまち	(1)環境学習を推進する	奥多摩・昭島市民の森の活動参加者	675人 (平成22年度)	1,275人	令和3年度 (2021年度)	0人(累計) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、夏・秋共にイベント中止	環境課
		学校と地域が連携した環境学習の実施	11校 (平成22年度)	全校	令和3年度 (2021年度)	「キッズISO」を2校で実施 近隣小学校児童によるひまわりの種まきは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	環境課 ごみ対策課
	(2)環境情報を有効活用する	環境活動リーダーの養成	—	養成講座の開設	平成26年度 (2014年度)	リーダー認定者25名で活動中 連絡会を1回開催し、その他の活動については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	環境課
		環境情報交換広場の開設	—	ホームページ上に情報交換の場の開設	令和3年度 (2021年度)	検討中	環境課
	(3)パートナーシップを推進する	環境懇談会の開催	—	組織を設立し定期的に開催	平成25年度 (2013年度)	「気候変動適応」をテーマに、昭島環境未来会議を開催	環境課

基本目標 1 水と自然を大切にすまち

6 事業実施報告

令和2年度に実施した主な事業の報告です。

個別目標 1-1 河川と周辺の自然を保全する

事業名	多摩川クリーン作戦			
担当課	都市整備部	管理課	環境部	環境課

多摩川を大切にすま心と活動の輪を広げ、市民参加による河川敷の清掃や美化を進めるため、多摩川クリーン作戦として、一斉清掃を行いました。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施月日	4月10日	4月9日	4月8日	5月12日	中止
参加人員	2,344名	2,010名	2,518名	2,446名	0名
収集した廃棄物量	2,440kg	1,550kg	1,880kg	1,890kg	0kg

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

個別目標 1-2 崖線、湧水、水辺を大切にすま

事業名	保存樹木等補助	
担当課	環境部 環境課	

平成17年度からは、保存樹林を除く保存樹木の補助を廃止し、新たに保存樹木のせん定補助制度を導入しました。なお、年々緑地等が減少してきているなかで、崖線緑地の保全をはかりながら、樹林地の公有化などについても、機会を捉え東京都などに要望しています。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保存樹木	118本	118本	117本	113本	109本
せん定	9本	13本	7本	5本	10本
保存樹林	4,515㎡	4,515㎡	4,637㎡	4,637㎡	3,218㎡

保存樹木の本数及び保存樹林の面積は、それぞれ各年度末時点での実績。

事業名	崖線緑地保全事業	
担当課	環境部 環境課	

市内に残る崖線の貴重な緑の公有化を推進し、市民の財産として将来にわたり保存していきます。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
面積	11,977.46㎡	11,977.46㎡	11,977.46㎡	11,977.46㎡	11,977.46㎡
増減	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡
摘要					

基本目標 1 水と自然を大切にすまち

事業名	水辺の散歩道
担当課	都市整備部 管理課 環境部 環境課

昭和用水沿いに完成した「水辺の散歩道」は、市とアダプト制度で活動している市民などの協働により市内に残された水辺の自然環境を保全し、水辺や緑に親しめる憩いの場として利用されています。



水辺の散歩道

個別目標 1-3 水の循環を維持する

事業名	節水のための啓発活動
担当課	水道部 工務課

地下水100%の水道水を維持するために、施設見学会や水道週間等を通じ、節水普及啓発活動を行いました。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設見学会	18回	8回	14回	13回	0回
出前講座	6回	4回	4回	4回	1回

事業名	雨水貯留槽設置助成
担当課	水道部 工務課 環境部 環境課

自然な水の循環をはかるために、雨水を貯留し利用する貯留施設を設置する方に、購入に要する費用の助成を行いました。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
助成件数	23件(23基)	16件(16基)	12件(13基)	7件(10基)	13件(14基)

※ 雨水貯留槽の助成件数のうち（ ）書きは設置基数です。

事業名	雨水浸透施設設置費補助
担当課	都市整備部 下水道課

湧水等の保全をはかるため、雨水浸透施設設置費補助を行い、雨水の地下への浸透をはかりました。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
補助件数	2件(6基)	1件(2基)	2件(9基)	4件(16基)	1件(5基)

※ 雨水浸透施設の補助件数のうち（ ）書きは浸透ますの設置基数です。

基本目標 1 水と自然を大切にすまち

事業名	透水性舗装実施事業
担当課	都市整備部 建設課

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市道、私道舗装	2,169㎡	2,115㎡	1,657㎡	869㎡	2,714㎡
駐車場舗装	----㎡	----㎡	162㎡	----㎡	----㎡

個別目標 1-4 生き物と緑を育む

事業名	水辺の楽校推進事業
担当課	環境部 環境課

「あきしま水辺の楽校」エリアを利用し、あきしま水辺の楽校運営協議会（市民、市、国土交通省）が昭島警察署の協力を得て多摩川で水難救助訓練とカヌー教室を開催し、多摩川の自然などについても楽しく学びました。なお、市内小学校の総合的な学習の時間にも協力しています。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水難救助とカヌー教室（子ども26名参加） ※悪天候・増水のため8月5日（日）に開催 このほか成隣小学校・田中小学校総合的な学習を2回、イカダ遊びを2回、つつじが丘小学校特別養護学級「多摩川で遊ぶ」を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水難救助とカヌー教室（子ども17名参加） ※昭島市内の3年生以上の小学生が参加 このほか成隣小学校・田中小学校の総合学習として「春の野草観察」を2回実施 	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止



水難救助とカヌー教室（令和元年度の様子）

基本目標 2 緑とふれあう文化のまち

個別目標 2-1 歴史ある水と緑を継承していく

事業名	市内文化財めぐりの開催
担当課	生涯学習部 社会教育課

社寺林や文化財とその周辺の水と緑を市民と協働で継承していくために、市民が歴史や文化に関わる周辺の景観に接する機会を広げることを目的に、毎年市内にある社寺や指定文化財を徒歩で巡ります。
令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

実施月日	コース	参加者数
4月25日	東京都指定天然記念物「拝島のフジ」開花時の拝島公園内史跡案内	中止
10月31日	昭島駅北口コース	中止
11月3日	大日如来（金剛像）坐像の特別公開、文化財ボランティアによる大日堂・拝島公園周辺の史跡説明	中止



「拝島のフジ」開花時拝島公園内史跡案内と大日堂・拝島公園周辺の史跡説明（令和元年度の様子）

個別目標 2-2 まちの緑を保全する

事業名	花の応援事業
担当課	環境部 環境課

花植えボランティアや拝島第二小学校、昭和中学校、清泉中学校、多摩辺中学校の協力を得て、春と秋の年2回、駅前花壇、市道植栽ますなどに季節の花を植え、まちを花で飾りました。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
花の種類	マリーゴールド	マリーゴールド	マリーゴールド	マリーゴールド	マリーゴールド
	ニチニチソウ	ニチニチソウ	ニチニチソウ	ニチニチソウ	ニチニチソウ
	ペコニア	ペコニア	ペコニア	ペコニア	ペコニア
	ペンタス	ペンタス	ペンタス	ペンタス	ペンタス
	ポーチュラカ	ポーチュラカ	ポーチュラカ	ポーチュラカ	ポーチュラカ
	パンジー	パンジー	パンジー	パンジー	パンジー
	ノースポール	ノースポール	ノースポール	ノースポール	ノースポール
	キンギョソウ	キンギョソウ	キンギョソウ	キンギョソウ	ストック
	アリッサム	アリッサム	アリッサム	アリッサム	アリッサム
	株数	24,740株	24,900株	24,920株	25,000株

基本目標 2 緑とふれあう文化のまち



花畑の植栽（エコパーク）



花畑の植栽（本庁前）

個別目標 2-3 多機能空間として農地を維持する

事業名	親子米づくり教室
担当課	市民部 産業活性課

農地は、農産物を生産する場であるとともに自然を身近に学ぶ場としても大切な役割を担っています。消費者・市民とふれあう都市農業を推進するために、農作業体験として親子米づくり教室を実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

事業名 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
親子米づくり教室	27組の親子	29組の親子	26組の親子	27組の親子	中止



親子米づくり教室（令和元年度の様子）

事業名	農ウォーク（昭島観光まちづくり協会において実施）
担当課	市民部 産業活性課

都市農業への理解を深めるとともに、地場産農畜産物をアピールし、消費者・市民とふれあう都市農業を推進するために「農ウォーク」を昭島観光まちづくり協会が実施しました。梨農園・拝島ねぎ畑・農産品販売所等を生産者と一緒に巡り、収穫体験などを行いました。

事業名 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
農ウォーク	23人	25人	26人	30人	20人



農ウォーク

基本目標3 健康な暮らしを守るまち

個別目標3-1 生活環境を守る

事業名	大気調査 (※ 環境基準は62頁参照)
担当課	環境部 環境課

市内で交通量の多い国道16号線小荷田交差点での一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び窒素酸化物の定期的な大気モニタリング調査を行いました。

(1) 一酸化炭素 (CO)

・ 調査方法	大気中の一酸化炭素自動計測器を使用し、非分散赤外線吸収法により短期的評価で行いました。短期的評価とは、連続する24時間における1時間値の平均値と、各1時間値または8時間平均値とを環境基準に比較して、2つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。
--------	--

【5月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素 (CO) 濃度は0.2 ppmから0.4 ppmの範囲で変動し、昼の時間帯にピークが出現しました。

【12月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素 (CO) 濃度は0.4 ppmから0.5 ppmの範囲で変動し、朝の通勤時間帯にやや高めの値を示しました。

一酸化炭素測定結果

(単位：ppm)

項目 月日	一酸化炭素(CO)				評価
	最小値	最大値	日平均値 (環境基準<10)	8時間平均最大値 (環境基準<20)	
5月8日(金)	0.2	0.6	0.3	0.4	○
5月9日(土)	0.2	0.5	0.3	0.4	○
5月10日(日)	0.2	0.4	0.2	0.3	○
5月11日(月)	0.2	0.5	0.4	0.4	○
5月12日(火)	0.2	0.5	0.3	0.4	○
5月13日(水)	0.2	0.5	0.3	0.3	○
5月14日(木)	0.2	0.4	0.3	0.3	○

12月10日(木)	0.3	0.6	0.4	0.5	○
12月11日(金)	0.2	0.7	0.5	0.6	○
12月12日(土)	0.4	0.7	0.5	0.6	○
12月13日(日)	0.4	0.6	0.5	0.5	○
12月14日(月)	0.3	0.8	0.4	0.4	○
12月15日(火)	0.3	0.6	0.4	0.5	○
12月16日(水)	0.2	0.7	0.4	0.5	○

基本目標3 健康な暮らしを守るまち

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

・調査方法 β 線吸収法の測定装置を使用し、短期的評価で行いました。

【5月の調査結果】

環境基準を超えた日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、 0.014 mg/m^3 から 0.028 mg/m^3 の範囲で変動しましたが、期間を通じて一日を通してほぼ一定に推移しました。

【12月の調査結果】

環境基準を超えた日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、 0.012 mg/m^3 から 0.025 mg/m^3 の範囲で変動しましたが、期間を通じてほぼ一定の値で推移しました。

浮遊粒子状物質測定結果 (単位: mg/m^3)

項目 月日	浮遊粒子状物質(SPM)			評価
	最小値	日平均値 (環境基準<0.10)	1時間最大値 (環境基準<0.20)	
5月8日(金)	0.007	0.014	0.026	○
5月9日(土)	0.008	0.017	0.030	○
5月10日(日)	0.008	0.016	0.028	○
5月11日(月)	0.007	0.021	0.029	○
5月12日(火)	0.012	0.022	0.032	○
5月13日(水)	0.011	0.028	0.045	○
5月14日(木)	0.014	0.022	0.030	○

12月10日(木)	0.005	0.012	0.024	○
12月11日(金)	0.004	0.018	0.043	○
12月12日(土)	0.011	0.025	0.061	○
12月13日(日)	0.006	0.019	0.039	○
12月14日(月)	0.005	0.014	0.032	○
12月15日(火)	0.007	0.012	0.023	○
12月16日(水)	0.007	0.013	0.022	○

(3) 窒素酸化物 (NO_x)

・調査方法 化学発光法の測定装置を使用し、調査を行いました。二酸化窒素における環境基準の評価にあつては、本来採用すべき長期的評価(年間)が不可能なので、短期的評価で行いました。

【5月の調査結果】

環境基準が定められている二酸化窒素についてみると、環境基準を超過した日はありませんでした。

時間平均値の変動は、一次物質である一酸化窒素濃度は $0.011 \sim 0.030 \text{ ppm}$ で昼の時間帯に上昇し、二次生成物質である二酸化窒素濃度は $0.016 \sim 0.031 \text{ ppm}$ で昼の時間帯にやや高めの値を示しました。

【12月の調査結果】

環境基準が定められている二酸化窒素についてみると、環境基準を超過した日はありませんでした。

時間平均値の変動は、一次物質である一酸化窒素濃度は $0.014 \sim 0.027 \text{ ppm}$ で朝の時間帯にやや高めの値を示したものの、二次生成物質である二酸化窒素濃度は $0.016 \sim 0.029 \text{ ppm}$ でともに朝の時間帯にピークが出現しました。

基本目標3 健康な暮らしを守るまち

窒素酸化物測定結果

(単位：ppm)

月日	項目	一酸化窒素(NO)			二酸化窒素(NO ₂)			評価
		最小値	最大値	日平均値	最小値	最大値	日平均値 (環境基準<0.06)	
5月8日(金)		0.000	0.093	0.017	0.005	0.030	0.016	○
5月9日(土)		0.000	0.074	0.012	0.012	0.036	0.020	○
5月10日(日)		0.000	0.078	0.012	0.017	0.033	0.025	○
5月11日(月)		0.000	0.228	0.030	0.012	0.050	0.031	○
5月12日(火)		0.000	0.046	0.011	0.020	0.044	0.030	○
5月13日(水)		0.000	0.114	0.024	0.012	0.043	0.027	○
5月14日(木)		0.000	0.075	0.014	0.011	0.038	0.022	○

12月10日(木)	0.006	0.058	0.023	0.012	0.042	0.022	○
12月11日(金)	0.003	0.071	0.027	0.012	0.045	0.029	○
12月12日(土)	0.003	0.033	0.016	0.012	0.030	0.020	○
12月13日(日)	0.003	0.042	0.014	0.008	0.030	0.016	○
12月14日(月)	0.003	0.039	0.016	0.007	0.026	0.017	○
12月15日(火)	0.003	0.051	0.022	0.010	0.026	0.018	○
12月16日(水)	0.004	0.050	0.019	0.010	0.036	0.025	○

(3) 微小粒子状物質 (PM2.5)

・調査方法	環境省告示第33号(H21.9.9)濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定した質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器により調査を行いました。微小粒子状物質における環境基準の評価にあつては、本来採用すべき長期的評価(年間)が不可能なので、短期的評価で行いました。
-------	--

【5月の調査結果】

環境基準を超えた日はありませんでした。調査期間中の微小粒子状物質の平均は14 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。濃度は、12 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲で変動しましたが、朝昼の時間帯にやや高めの値を示しました。

【12月の調査結果】

環境基準を超えた日はありませんでした。調査期間中の微小粒子状物質の平均は14 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。濃度は、11 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から21 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲で変動しましたが、期間を通じてほぼ一定の値で推移しました。

微小粒子状物質測定結果

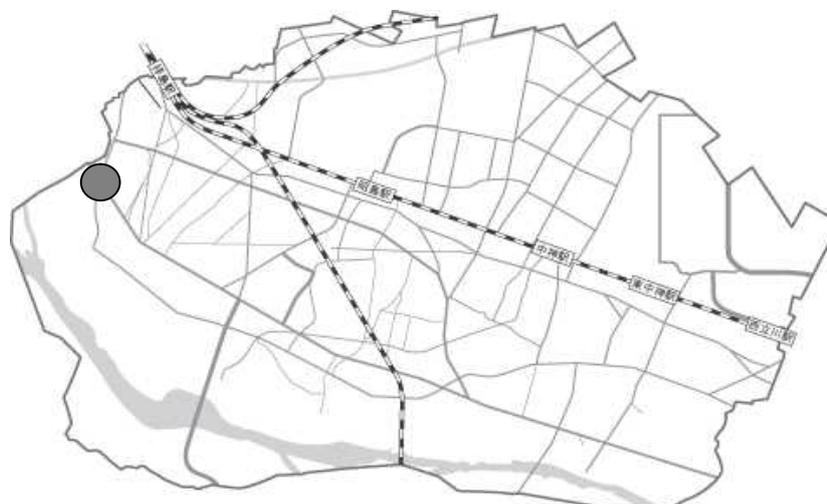
(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

月日	項目	微小粒子状物質(PM2.5)			
		最小値	最大値	日平均値	評価
5月8日(金)		3	25	12	○
5月9日(土)		3	21	13	○
5月10日(日)		2	24	12	○
5月11日(月)		8	33	16	○
5月12日(火)		3	28	14	○
5月13日(水)		8	35	20	○
5月14日(木)		6	27	15	○

基本目標3 健康な暮らしを守るまち

月日	項目	微小粒子状物質(PM2.5)			
		最小値	最大値	日平均値	評価
12月10日(木)		5	24	12	○
12月11日(金)		5	31	16	○
12月12日(土)		9	44	21	○
12月13日(日)		6	34	16	○
12月14日(月)		6	28	12	○
12月15日(火)		6	28	11	○
12月16日(水)		6	24	12	○

大気調査位置図



基本目標3 健康な暮らしを守るまち

事業名	光化学スモッグの周知（※ 発令基準は68頁参照）
担当課	環境部 環境課

東京都が発令基準に従って光化学スモッグ注意報などを発令すると、市は、光化学スモッグ緊急時連絡体制に基づき、市内142ヶ所に連絡を入れることにより、光化学スモッグ注意報などの掲示板を掲出するなどして、市民の皆さまにお知らせをしています。また、市からの重要なお知らせとして、登録されている市民の皆さまの携帯電話にメール配信も行いました。

令和2年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は、都内全域で6日、市の属する多摩中部地域は1日でした。また、学校情報提供日数は7日でした。

なお、警報の発令及び市内での被害届はありませんでした。

光化学スモッグ注意報発令日数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
都内全域	5	6	9	7	6
多摩中部	3	1	4	5	1

事業名	アスベスト対策
担当課	環境部 環境課

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維で、耐火性、耐熱性、防音性、電気絶縁性などの特性を有しており、安価な工業材料であることから、様々な用途に利用されてきました。

しかし、アスベストの繊維は、極めて細いため、浮遊しやすく吸入されやすい特徴があり、飛散したアスベスト繊維を長期間、大量に吸入することによる健康への影響が明らかになっております。また、アスベストの用途は3,000種類以上に上るといわれておりますが、その9割以上が建築資材の原料として使用されている実態にあります。

市では、大気汚染防止法及び東京都環境確保条例に基づき、吹付けアスベスト及びアスベスト保温材を使用している建築物の解体・改修工事などを行う場合には、事前の届出や、立川労働基準監督署及び東京都多摩環境事務所と市による立入り検査を通じて、アスベストの飛散防止の徹底をはかりました。

なお令和2年度において、届出のあった特定粉じん排出等作業実施届出書は1件でした。

事業名	化学物質の適正管理（※ 調査データは61頁参照、適正管理化学物質の説明は74頁参照）
担当課	環境部 環境課

平成13年度より適正管理化学物質（59種類）を年間100kg以上使用する事業所は、東京都環境確保条例に基づき届け出ることになりました。

また、国では、化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）で規定しています。この両制度の目的は、事業者が自ら化学物質の環境への排出量等を把握し、設備の改善や使用の合理化など排出量の削減に向けた自主的な取組を進めていくためのものです。令和2年度は、19の事業所から東京都環境確保条例に規定されている化学物質のうち、25種類の化学物質の届出がありました。

市内のVOC（アセトン、イソプロピルアルコールなどの揮発性有機化合物）の使用量は、約3,281トン、環境への排出量は約107トンでした。使用量に占める排出量の割合は約3.3%であり、そのほとんどは大気中に排出されています。

基本目標3 健康な暮らしを守るまち

事業名	燃料使用量調査 (※ 燃料用重油の硫黄分含有率の基準は76頁参照)
担当課	環境部 環境課

大気汚染の原因となる物質のひとつに、硫黄酸化物(SOx)があります。燃料に含まれている硫黄分が燃焼に伴って変化したもので、ボイラーなどの固定発生源から多く排出されています。

市では、東京都環境確保条例に基づき、日最大300L以上の重油を使用する工場及び指定作業場について、燃料の使用量及び硫黄分の調査を行っています。なお、令和2年度は、対象事業所が5事業所ありました。

燃料使用量調査結果

事業所	平成30年度	令和元年度		令和2年度	
	年間使用量(L)	年間使用量(L)	割合(%)	年間使用量(L)	割合(%)
1	—	—	—	—	—
2	27,298	29,906	109.6	26,741	98.0
3	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—
5	114,190	1,536,002	1345.1	706,950	619.1
6	51,828	48,533	93.6	46,708	90.1
7	238,526	246,429	103.3	181,963	76.3
8	952,664	834,438	87.6	828,680	87.0
合計	1,384,506	2,695,308	194.7	1,791,042	129.4

※ 割合は、平成30年度の燃料使用量を100%とした比率です。

事業名	ダイオキシン類調査 (※ 環境基準は77頁参照)
担当課	環境部 環境課

市で実施したダイオキシン類大気環境調査の結果は、令和2年度、ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気環境基準「0.6 pg-TEQ/m³」に適合していました。

(1) 調査目的

市内及び清掃センター周辺における大気環境中のダイオキシン類について、その実態を把握する。

(2) 調査内容

ダイオキシン類 調査対象物質	ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDDs)	9種
	ポリ塩化ジベンゾ - フラン (PCDFs)	11種
	コプラナ - ポリ塩化ビフェニル (Co-PCBs)	12種

※ 試料の採取及び分析方法：24時間連続大気採取、毒性等価係数はWHO-TEF(2006)を使用。

※ 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に準拠。

基本目標3 健康な暮らしを守るまち

ダイオキシン類大気環境調査結果 (単位：pg-TEQ/m³)

調査地点名		5月 14～15日	11月 26～27日
①	滝山台見晴公園	0.013	0.022



事業名	家庭や事業所の小型焼却炉の使用規制・野焼きの禁止
担当課	環境部 環境課

平成13年4月から新たに東京都環境確保条例が施行されました。これにより、家庭や事業所での廃棄物の焼却（野外焼却一般、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却等）が禁止されました。

市では、市民などからの通報や公害パトロールにおいて、条例に違反する焼却を行っていることを発見した場合は指導を行っています。令和2年度においては、2件の焼却の指導を行いました。

事業名	自動車交通騒音調査
担当課	環境部 環境課

(1) 要請限度 (※ 要請限度は65頁参照)

自動車交通による騒音の状況を把握するため、騒音が顕著とみられる10地点で騒音測定を行いました。

測定については、集音マイクを通して自動計測する機器によって24時間連続の3日間で行い、等価騒音レベルで算出しました。なお、調査期間中、昼夜の時間区分において、要請限度を超過した地点はありませんでした。

交通騒音調査結果については次のとおりです。

基本目標3 健康な暮らしを守るまち

自動車交通騒音調査測定結果

(等価騒音レベル 単位:dB)

地点	道路名	所在地	測定期間	時間区分 別平均値 (昼)	時間区分 別平均値 (夜)	用途地域	車線数	要請限 度区域	要請限度 昼 : 夜
A	一般国道16号線	緑町5-19	R2.10.6~ R2.10.9	66	65	準住居地域	4	b	75 : 70
B	一般国道16号線	緑町4-25	R2.10.27~ R2.10.30	72	70	準住居地域	5	b	75 : 70
C	一般国道16号線	田中町2-28	R2.11.17~ R2.11.20	69	68	準住居地域	5	b	75 : 70
D	主要地方道29号線	田中町2-16		69	66	第1種中高層 住居専用地域	2	a	75 : 70
E	都道162号線	昭和町3-6	R2.10.20~ R2.10.23	63	58	第1種中高層 住居専用地域	2	a	75 : 70
F	市道昭島17号	朝日町4-23		65	61	近隣商業地域	2	c	75 : 70
G	主要地方道59号線	福島町3-24	R2.12.8~ R2.12.11	70	67	第1種中高層 住居専用地域	3	a	75 : 70
H	主要地方道29号線	福島町2-25		68	65	準住居地域	4	b	75 : 70
I	一般国道16号線	緑町5-15	R3.3.2~ R3.3.5	60	59	準住居地域	6	b	75 : 70
J	一般国道16号線	松原町5-21	R3.2.9~ R3.2.12	62	62	近隣商業地域	6	c	75 : 70

※ 要請限度とは、自動車騒音がこの限度を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請できる騒音限度を言います。
(66頁「騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度」を参照。)

自動車交通騒音調査位置図 (要請限度)



基本目標3 健康な暮らしを守るまち

(2) 常時監視

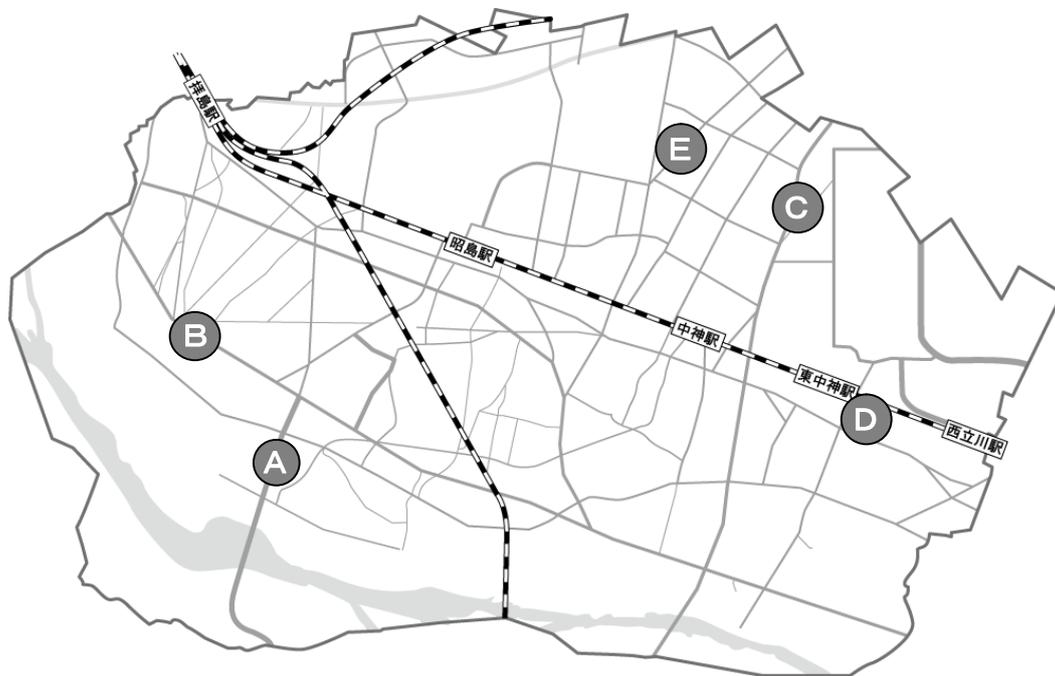
自動車交通による騒音の状況を把握するため、道路交通センサスをもとに環境省が指定した区間において、1年を代表する一日24時間の騒音測定、交通量調査、車速調査、状況調査などを行い、当該区間の道路端より50m範囲の住居の騒音暴露状況、騒音レベルを評価しました。結果については、東京都と環境省へ報告しています。

【令和2年度調査箇所】

調査日：令和2年12月22日

地点	路線名	調査場所	評価対象戸数	戸数/達成率			
				昼・夜とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼・夜とも 基準値超過
A	一般国道16号線	拝島町4-7	122	102/84%	18/15%	0/0%	2/1%
B	一般国道16号線	拝島町2-2	684	394/57%	128/19%	0/0%	162/24%
C	八王子武蔵村山線	武蔵野3-1	967	822/85%	142/14%	0/0%	3/1%
D	東中神停車場線	東町2-6	147	147/100%	0/0%	0/0%	0/0%
E	三ツ木八王子線	武蔵野3-5	934	934/100%	0/0%	0/0%	0/0%

自動車交通騒音調査位置図（常時監視）



基本目標3 健康な暮らしを守るまち

事業名	公共用水域水質調査 (※公共用水域水質調査結果は47頁参照、水質の説明は68頁参照)
担当課	環境部 環境課

河川の水質状況を把握するため、毎年水質調査を実施しています。令和2年度は、多摩川を6回、多摩川を除く公共用水域を2回調査しました。結果は次のとおりです。

なお、多摩川流域の2区17市では、多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、毎年2回合同調査を実施しているほか、関係機関に水質浄化対策を要請しています。

① 多摩川

生活環境項目で基準を超えていた地点と内容は、次のとおりです。

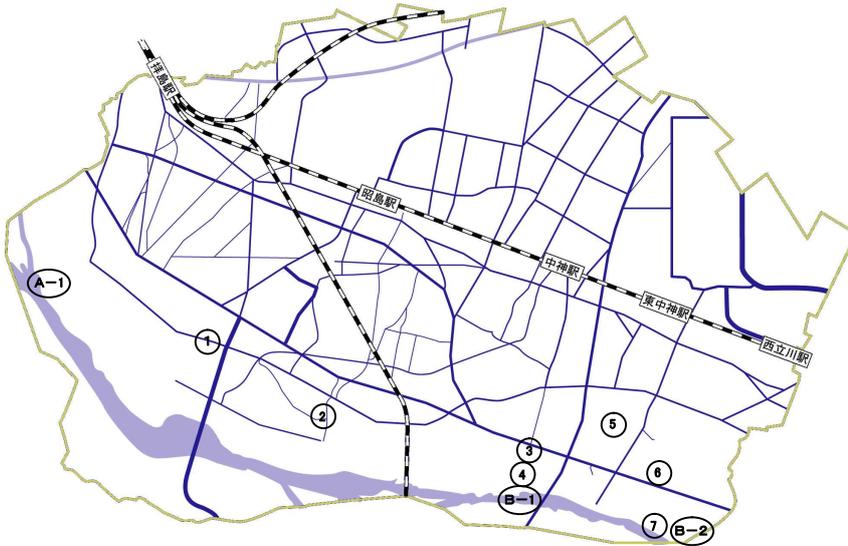
なお、健康項目では異常ありませんでした。

	大腸菌群数	浮遊物質量
A-1 昭和用水引込口	—	0検体
B-1 多摩大橋下(上流)	—	0検体
B-2 立川境	6検体	0検体

② 多摩川を除く公共用水域

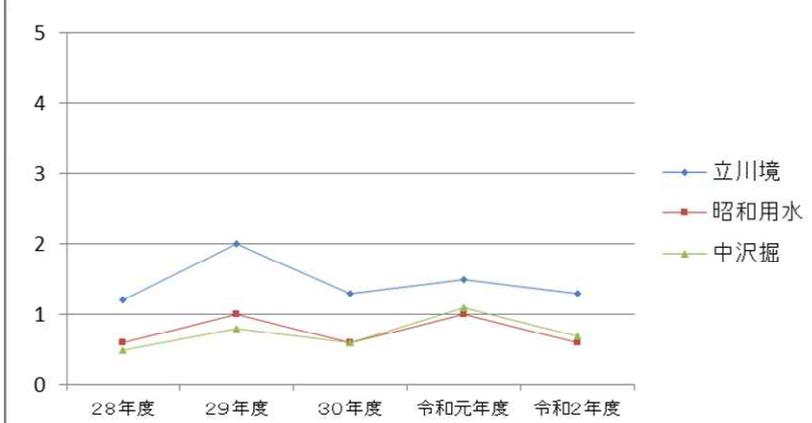
基準はありませんが、生物化学的酸素要求量(BOD)等で高い値を示した地点はありませんでした。

水質調査位置図



多摩川	A-1	昭和用水引込口
	B-1	多摩大橋下(上流)
	B-2	立川境
多摩川を除く公共用水域	1	玉川上水拜島分水路
	2	田中堀
	3	昭和用水
	4	多摩川上流排水樋管
	5	中沢堀
	6	中沢堀昭和用水合流
	7	野水堀排水樋管

公共用水域における水質(BOD)の推移



基本目標3 健康な暮らしを守るまち

事業名	多摩川底生生物調査 (※ 出現種分類学的調査結果等は53頁参照、多摩川底生生物の説明は70頁参照)
担当課	環境部 環境課

この調査は、多摩川に生息する底生生物を調べ、多摩川中流域の生物からみた水質の把握を実施し、河川環境の監視と今後の環境保全の基礎資料とするものです。

(1) 調査地点

- 多摩川 : 拝島橋上流
多摩川 : 多摩大橋付近

(2) 調査年月日

- 第1回 : 夏期調査(令和2年7月9日)
第2回 : 冬期調査(令和3年1月7日)

(3) 調査方法

河床に25cm×25cmのコドラート付きサーバーネットを設置し、コドラート内に生息する生物を採取します。採取した生物を10%中性ホルマリンにて固定保存したものを試料とします。

持ち帰った試料は、プランクトンネットに入れて水道水でホルマリンを洗い流した後、肉眼及び実体顕微鏡(10~40倍)により各生物種の同定を行い、種別に個体数を計数します。

(4) 地点別調査結果

① 拝島橋上流

調査地点は、秋川合流点下流部に位置する昭和用水堰直下であり、中州が多く幾つかの川筋に分かれています。採集は堰下流の早瀬で実施しました。調査結果は、次のとおりです。

夏期調査(令和2年7月9日)

確認種数は、カゲロウ目10種、トビケラ目9種、ハエ目10種、カワゲラ目1種、コウチュウ目3種、その他の動物3種の計36種であり、確認個体数は229個体であった。

最も多く確認された種は、41個体が確認されたウスバガガンボ属の一種であり、次いでナミコガタシマトビケラ、エリユスリカ亜科、モンユスリカ亜科と続いた。

生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法ともに貧腐水性水域(きれいな水域)であった。

冬期調査(令和3年1月7日)

確認種数は、カゲロウ目17種、カワゲラ目3種、トビケラ目11種、ハエ目13種、その他の動物4種の計48種であり、確認個体数は4,406個体であった。

最も多く確認された種は、1,285個体が確認されたフタバコカゲロウであり、次いでシマトビケラ属の一種、ウスバガガンボ属の一種と続いた。

生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法ともに貧腐水性水域(きれいな水域)であった。

基本目標3 健康な暮らしを守るまち

② 多摩大橋付近

調査地点は、多摩川上流水再生センターの放流口付近であり、採集は岩盤の上に礫が堆積して形成された早瀬で実施しました。調査結果は次のとおりです。

夏期調査（令和2年7月9日）

確認種数は、カゲロウ目14種、トンボ目1種、トビケラ目5種、ハエ目12種、コウチュウ目3種、その他の動物2種の計37種であり、確認個体数は365個体であった。

最も多く確認された種は、101個体が確認されたフタモンコカゲロウであり、次いでミツオミジカオフトバコカゲロウ、ミジカオフトバコカゲロウと続いた。

生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法ともに貧腐水性水域（きれいな水域）であった。

冬期調査（令和3年1月7日）

確認種数は、カゲロウ目17種、カワゲラ目4種、トビケラ目9種、ハエ目17種、コウチュウ目1種、その他の動物5種の計53種であり、確認個体数は791個体であった。

最も多く確認された種は、94個体が確認されたエリユスリカ亜科であり、次いでアカマダラカゲロウ、シマトビケラ属の一種と続いた。

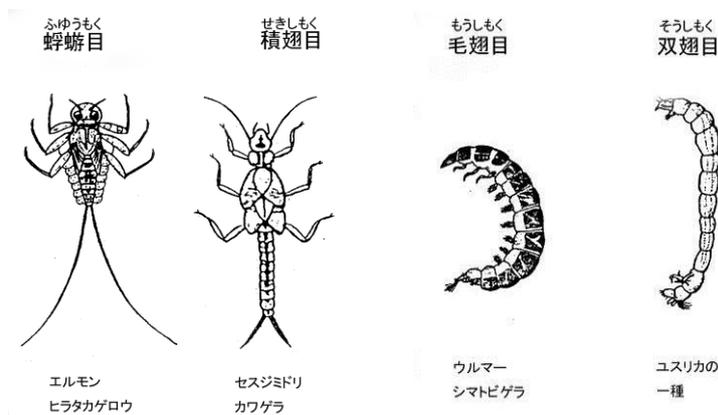
生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法ともに貧腐水性水域（きれいな水域）であった。

（5）まとめ

今年度の調査では、カゲロウ目26種、トンボ目1種、カワゲラ目5種、トビケラ目17種、ハエ目24種、コウチュウ目4種、その他の動物10種の計87種が確認されました。調査地点別にみると、拝島橋上流で66種、多摩大橋付近で72種が確認され、両地点ともに多様な生物が生息している結果となりました。

生物学的水質判定結果をみると、両地点、両季節ともに2判定方法で貧腐水性水域（きれいな水域）と判定され、水質は比較的良好であると思われます。

例年、季節別にみると、拝島橋上流及び多摩大橋付近ともに夏季において確認個体数が少ない結果となりました。



基本目標3 健康な暮らしを守るまち

事業名	多摩川魚類調査
担当課	環境部 環境課

この調査は、多摩川における魚類の生息実態を経年的に把握し、水質調査等と合わせて総合的に多摩川の水辺環境を把握するために行っているものです。

(1) 調査場所

- ・ 拝島橋上流
- ・ 多摩大橋付近

(2) 調査方法

調査地点において、投網を数回打って魚類を捕獲し、有害物質含有量の分析のため魚体を破碎し、その一部を分析しました。

(3) 調査年月日

令和2年10月1日

多摩川魚類有害物質含有量分析調査結果 (単位：mg/kg)

調査地点	分析項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
拝島橋上流	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀又はその化合物	<0.005	<0.005	0.052
	PCB	<0.01	<0.01	<0.01
多摩大橋付近	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀又はその化合物	<0.005	<0.005	0.010
	PCB	<0.01	<0.01	<0.01

基本目標 3 健康な暮らしを守るまち

事業名	湧水調査（湧水量及び湧水水質分析調査は54頁参照、湧水の説明は71頁参照）
担当課	環境部 環境課

市内12か所の湧水の状況を把握するため、湧水量等の調査を行っています。平成27年度からは、年2回だった調査を年4回に増やし、四季ごとの湧水の状況を調べました。そのうち、湧水量の多い3か所（龍津寺・拝島大師・諏訪神社）について水質分析調査を行いました。

湧水量調査位置図



都営拝島団地下	諏訪神社
龍津寺	個人住宅
花井の井戸	熊野神社
拝島公園	福巖寺
おねいの井戸	広福寺
拝島大師	井戸出の清水

基本目標3 健康な暮らしを守るまち

事業名	地下水揚水量調査（※調査結果は58頁参照、規制の説明は71頁参照）
担当課	環境部 環境課

動力を用いるすべての揚水施設（平成28年7月1日以降に設置されたもの。出力が300W以下の家庭用は除く）の設置者は、揚水量を毎年報告することが義務づけられています。

令和2年度の市内の井戸からの総揚水量は、14,442,041m³であり、令和元年度との比較では、103,661m³減少しました。

事業名	工場排水調査
担当課	環境部 環境課

河川などへ排水している工場のうち、東京都環境確保条例で規制されている物質を使用する工場について、年4回排水調査を行っています。

令和2年度の項目別検体数は20検体あり、20検体すべてが基準に適合していました。

工場排水項目別適合率

区分 項目	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	検体数	適合数	(%) 適合率	検体数	適合数	(%) 適合率	検体数	適合数	(%) 適合率
水 温	4	4	100	4	4	100	4	4	100
水 素 イ オ ン 濃 度	4	4	100	4	4	100	4	4	100
生物化学的酸素要求量	4	4	100	4	4	100	4	4	100
浮 遊 物 質 量	4	4	100	4	4	100	4	4	100
ノルマルヘキサン抽出物質	4	4	100	4	4	100	4	4	100
亜 鉛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六 価 ク ロ ム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	20	20	100	20	20	100	20	20	100

事業名	苦情処理（※苦情処理件数は60頁参照）
担当課	環境部 環境課

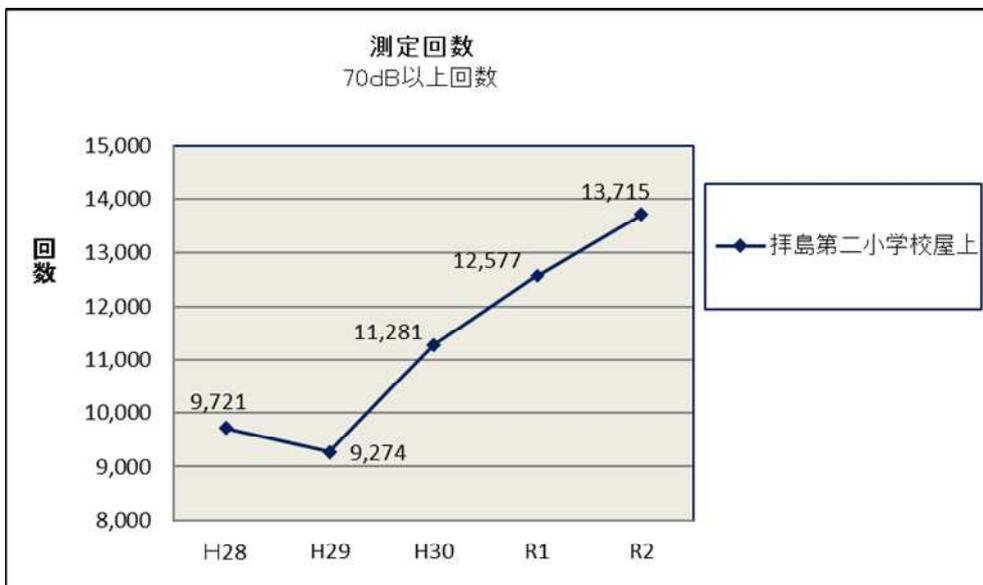
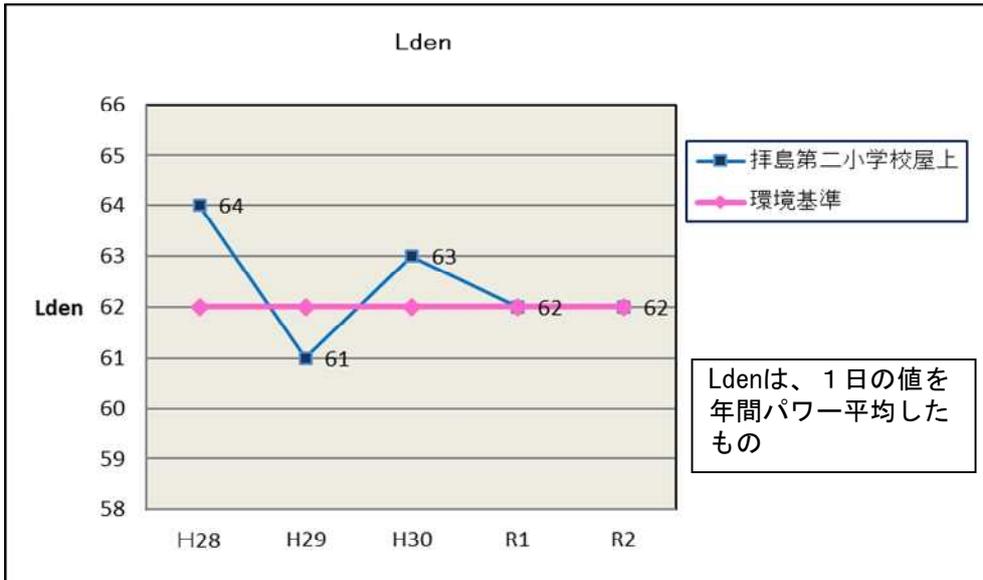
申し立てられた苦情は、時間帯・場所のほか、近隣関係など主観的要素にも大きく左右される内容が多いため、評価が不安定であり、法律や条例の規則にもなじみにくいものが多く、各自治体も対応に苦慮しているのが現状です。令和2年度の苦情処理件数は73件であり、令和元年度より14件増えましたが、苦情の内容も複雑になっており、初動対応で解決するものばかりでなく数回の交渉を重ねて行われ、翌年に繰り越すことも多くあります。

基本目標3 健康な暮らしを守るまち

個別目標3-2 航空騒音対策を推進する

事業名	航空機騒音測定
担当課	企画部 基地渉外担当 環境部 環境課

市域北側に位置する横田基地は、米空軍の極東における主要な輸送中継基地として、現在、C-2オスプレイや大型輸送機を中心に、航空機の離着陸が昼夜の別なく行われています。本市は、この横田基地に隣接し、飛行コースの直下にあたるため、航空機の騒音によって市民生活やまちづくりにさまざまな影響を受けており、これらの実態を把握するため拜島第二小学校に測定局を設置し、年間を通じた騒音調査を実施しています。



※ Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、1日に発生したすべてのエネルギーを合計し、1秒当たりの評価値として表したものです。時間帯による騒音の感じ方を加味し、騒音が発生する時間帯ごとにエネルギー量に重み付けを行い評価します。測定方法については、暗騒音（飛行時以外のその場所における騒音）より8デシベル以上大きい音が5秒以上継続したものを対象に70デシベル以上の回数を記録しています。

基本目標3 健康な暮らしを守るまち

個別目標3-3 快適な街なみをつくる

事業名	啓発活動の実施
担当課	環境部 環境課

清潔で快適な地域環境をつくるため、路上での歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て禁止の徹底をはかることを目標に掲げ、たばこを吸う人も吸わない人も共に未成年者の喫煙を防止し、吸わない人にも理解される喫煙マナーの向上を呼びかけています。喫煙マナーアップキャンペーンについては、例年は産業まつり会場や市内の駅で年7回ほど実施していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、清掃センターと合同で拝島駅でのみ実施しました。

喫煙マナーアップキャンペーン実施状況

名称	期 日	場 所	内 容
産業まつりキャンペーン	中止	産業まつり会場	啓発・会場周辺清掃
拝島駅キャンペーン (立川市・福生市・青梅線 沿線5市合同開催は中止)	12月11日(金)	拝島駅 (昭島駅・西武立 川駅・東中神駅・ 西立川駅は中止)	啓発・駅周辺清掃

啓発看板等設置状況

設置物	設置数
路面シート	18枚
マナー看板	341枚



喫煙マナーアップキャンペーン



路面シート

事業名	市内クリーン運動
担当課	環境部 環境課

自治会、事業者をはじめ様々な団体、個人がボランティア清掃活動に取り組んでいるなかで、ごみのポイ捨てをしない美化意識の高揚をはかる取組として、例年、各自治会や事業者、団体の協力を得てゴミゼロデーの前後2週間の期間で市内クリーン運動を実施していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が発令されたため中止としました。

参考：令和元年度市内クリーン運動実施状況

参加団体数	参加人数	収集されたごみの量
71団体 (別日程で実施の31団体含む)	1,892人	中袋:739袋

基本目標 4 地球にかかる負担の少ないまち

個別目標 4-1 省エネ・創エネを推進する

事業名	省エネルギーに配慮したライフスタイルの普及
担当課	環境部 環境課

地球温暖化の原因となる二酸化炭素やごみの排出量を少なくするライフスタイルに心がけ、併せて家計費の節約への励みとするための『省エネ家計簿』を、各家庭に配付している『資源・ごみの収集カレンダー』に綴じ込みました。また、この家計簿を使用して市に報告する「あきしま省エネファミリー登録制度」を平成17年度からスタートし、令和2年度までに延べ605ファミリーが登録しています。さらに、家庭における省エネルギーの取組を促進させるため、従来の記述式に加え、誰でも気軽に利用できる省エネ家計簿アプリ版・Web版を構築し、日常で消費するエネルギーの削減効果や消費量の可視化を行うことによって利用者の拡大を図りました。

アプリ版・Web版では、令和2年度に55ファミリーの登録がありました。



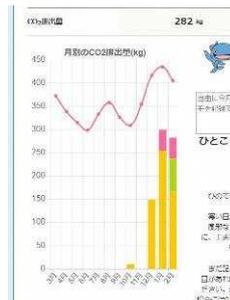
スマホアプリをご利用いただき、ありがとうございます。

快適な省エネ生活を築いてみましょう。まず登録をします。

登録をする

すでに登録済みの方は、ログインをお願いいたします。

ログインする



省エネファミリー登録状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年度内登録数	34 (91人)	10 (61人)	58 (173人)	79 (244人)	55 (148人)
累計登録数	413 (1,319人)	420 (1,373人)	471 (1,530人)	550 (1,774人)	605 (1,922人)

※ () 内は登録人数。

事業名	クリーンエネルギーの普及
担当課	環境部 環境課

【環境部 環境課】

平成21年度から新エネルギー機器等の普及促進を目的として市内居住住宅に新エネルギー機器等を設置した市民を対象に「昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金制度」を始めました。

平成25年度からは、集合住宅、事務所又は事業所にも対象を拡大しました。

令和2年度補助金交付実績

補助対象機器	補助金交付件数	補助金額
太陽光発電システム	26	1万5千円 (1キロワットあたり) 上限6万円
太陽熱ソーラーシステム		5万円
太陽熱温水器		2万5千円
燃料電池	12	5万円
蓄電池	22	機器費の1/3以内の額 上限5万円
直管型LED照明	16	工事費等の1/3以内の額 上限10万円
LED照明器具(シーリングライト、ペンダントライト、ダウンライト等)、直管型LEDランプ	107	機器費の1/2以内の額 上限5千円 (4台まで)
合計	183	

基本目標 4 地球にかかる負担の少ないまち

事業名	環境マネジメントシステム推進事業
担当課	環境部 環境課

平成15年にISO14001を認証取得し、環境負荷低減のため環境マネジメントシステムを推進してきました。平成26年度からは、これまでの運用実績を生かし、環境マネジメントシステムの全庁への普及拡大を目指すため、ISO14001認証を解除し、独自システムの運用を開始しました。環境マネジメントシステムを推進するための方向性を示す「昭島市環境方針（78頁参照）」を全庁に配布するとともに、ホームページでも公表しています。

平成26年度から、環境マネジメントシステムの適正な運用確認のため独自の環境監査を開始しました。システムの透明性を確保するため、監査員には、本市の職員の他、4市連携による府中市、調布市、日野市の職員の参加、更に市民、市内事業者も参加しました。

（1）適用範囲

市役所本庁舎、水道部（東部配水場含む）、環境コミュニケーションセンター、清掃センター、市民交流センター、勤労商工市民センター、市民会館・公民館、保健福祉センター、総合スポーツセンター、区画整理事務所、学校給食共同調理場、松原町コミュニティセンター、松原町高齢者福祉センター、拝島町高齢者福祉センター、朝日町高齢者福祉センター及びアキシマエンス

（2）主な取組内容

適用範囲において各課で環境目標を設定し取組を実施しています。また、その他に職員共通取組として電気使用量等の削減取組を行っています。

職員共通の取組目標値

分野名	目標	実績	達成状況
電気使用量削減	平成16年度に対して13.0%以上削減する。	-11.7%	未達成
庁用車燃料使用量削減※	平成16年度に対して庁用車燃料（Aバス・青パトを除く）から排出される二酸化炭素排出量を1台平均32.0%以上削減する。	-52.9%	達成
燃料消費（都市ガス、灯油、重油、LPG）削減※	前年度に対して施設燃料使用量に伴う二酸化炭素排出量を8%増以内に抑制する。	5.1%	達成
グリーン購入	全体の調達率を95.5%以上とする。	98.4%	達成

※ 二酸化炭素換算による比較



EMS説明会（令和元年度の様子）

基本目標 4 地球にかかる負担の少ないまち

(3) 取組

4月22日	EMS全体説明会(書面開催)
8月20日 ～ 10月30日	環境監査の実施(書面)
10月19日 ～ 10月29日	調布市環境監査派遣(書面)
11月9日 ～ 11月13日	府中市環境監査派遣(書面)
1月27日	マネジメントレビュー(市長による見直し)



環境監査(令和元年度の様子)

個別目標 4-2 低炭素社会を推進する

事業名	温室効果ガス削減 (※ 地球温暖化対策実行計画は45頁、結果は46頁参照)
担当課	環境部 環境課

平成25年度(2013年度)から令和3年度(2021年度)までを計画期間とする、第三次昭島市地球温暖化対策実行計画を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に努めました。前計画では平成16年度(2004年度)を基準年とし、平成24年度(2012年度)までに温室効果ガスの排出量を6%以上削減することを目標とした結果16.9%減少し、目標を達成することができました。

なお、第三次昭島市地球温暖化対策実行計画についての削減目標は、次のとおりです。

温室効果ガスの総排出量の削減目標

平成16年度(2004年度) (基準年)	令和3年度(2021年度) (目標年)	削減目標
11,202,406kg-CO ₂	9,522,045kg-CO ₂	15%以上の削減

※ 温室効果ガスの排出量は、電気や都市ガスなどの使用量や自動車走行距離に基づく活動量に排出係数を乗じて算出しています。

基本目標4 地球にかかる負担の少ないまち

事業名	奥多摩・昭島市民の森事業
担当課	環境部 環境課 水道部

「奥多摩・昭島市民の森」開設以来、毎年実施していた森林教室について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。



森林教室（令和元年度の様子）

事業名	昭島市と岩泉町との地球環境保全のための連携に関する協定
担当課	環境部 環境課

平成23年12月20日に、岩手県岩泉町と森林保全協定を締結しました。この協定は、昭島市と岩泉町の置かれている地域特性を生かしながら、環境の分野において相互に協力し、森林保全による二酸化炭素吸収量の増加及び放出の抑制、並びに環境保全に関する理解を深め行動できる人材の育成をはかることにより、環境に配慮した地域発展に寄与することを目的としています。

そして、市制施行60周年を迎えた平成26年度に今まで取り組んできたお互いの地域特性を生かしながらの連携をさらに強化し、環境との共生を基本とした活動の推進・人づくりをなお一層進めるために、8月18日地球環境保全協定を締結しました（写真1枚目）。またこの協定締結を記念し、翌19日には、岩泉町の早坂高原町有林に岩泉・昭島友情の森を開設しました。

環境連携交流事業は、例年10月に開催される「龍泉洞まつり」に合わせて実施していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。



平成30年度環境連携交流事業

基本目標 4 地球にかかる負担の少ないまち

事業名	環境意識の啓発活動
担当課	環境部 環境課



環境パネル展での展示（令和元年度の様子）

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

事業名	あきしま環境緑花フェスティバル
担当課	環境部 環境課

かけがえのない環境を将来にわたって維持していくためには、市民と事業者と市が協力して取り組むことが大切です。こうした環境保全の取組に対する活動の輪を広げるため、例年4月頃に「あきしま環境緑花フェスティバル」を開催していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。



市民ロビーと駐車場の展示（令和元年度の様子）

基本目標 4 地球にかかる負担の少ないまち

個別目標 4-3 ごみを減らしリサイクルを推進する

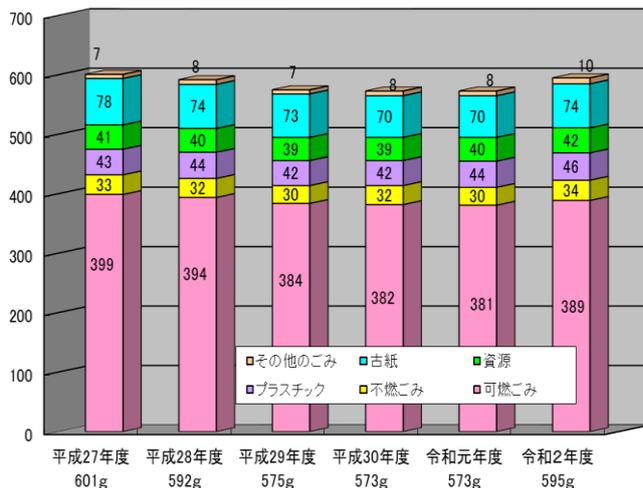
事業名	戸別収集に伴うごみ減量の推進
担当課	環境部 ごみ対策課

ごみの減量と分別の徹底による3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、平成16年10月から、市内全域での戸別収集（集合住宅を除く）を開始しました。

戸別収集実施以降、収集ごみ量は減少傾向にあり、令和2年度の収集ごみ量を平成27年度と比較すると、一人一日あたり6g、1.0%の減量となっています。市民の皆様のご分別・減量意識が向上したことがわかります。

1人1日あたりのごみ量比較 (単位：g)

		収 集 ご み 量					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
有料ごみ	可燃ごみ	399	394	384	382	381	389
	不燃ごみ	33	32	30	32	30	34
	小 計	432	426	414	414	411	423
	プラスチック	43	44	42	42	44	46
	合 計	475	470	456	456	455	469
資源・古紙	資源	41	40	39	39	40	42
	古紙	78	74	73	70	70	74
	合 計	119	114	112	109	110	116
その他のごみ		7	8	7	8	8	10
総 合 計		601	592	575	573	573	595
人口(各年10月1日)		112,881	112,852	113,010	113,284	113,347	113,589



戸別収集の様子

事業名	リサイクルの推進
担当課	環境部 ごみ対策課

令和2年度のリサイクル率（総資源化率）は、36.9%となりました。引き続き市民、事業者、市で3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、リサイクル率（総資源化率）の向上にご協力ください。

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 資 源 化 率	36.1%	35.9%	35.7%	35.4%	36.9%

基本目標 4 地球にかかる負担の少ないまち

事業名	リサイクル商品等の利用促進
担当課	環境部 環境課

市が率先して環境物品等を調達し、グリーン購入をより一層推進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、「昭島市グリーン購入指針（79頁参照）」を定めグリーン購入を推進しています。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
調達率	97.4%	97.5%	96.4%	98.3%	98.4%

事業名	リユース食器貸出
担当課	環境部 環境課

平成28年度に開催したあきしま環境緑花フェスティバル（環境課）、昭島ブランド・フードグランプリ（産業活性課）において、試行的にリユース食器を使用しました。

平成29年4月には、リユース食器使用の可能性を検討すべく、全庁職場へリユース食器使用に関するイベント調査を実施し、平成29年度においても、昭島市総合防災訓練（防災課）、昭島ブランド・フードグランプリ、あきしま環境緑花フェスティバル、2017青少年フェスティバル（子ども育成課）の4イベントにおいて、試行的にリユース食器を使用しました。

これらの試行結果を受け、平成30年7月1日より、ごみの減量化や地球温暖化防止を目的として、市内においてイベント等を開催する団体に対しリユース食器の貸出事業を開始しました。

その結果、令和元年度は1237.16kg-CO₂の温室効果ガスが削減出来ました。この削減量は、スギの木1本が1年間に吸収する量で例えると約88本分になります。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、貸出を中止としました。

（単位：個/膳/本）

年度	イベント開催数	食器類	箸 スプーン	使用合計	備考
令和2年度	0回	0	0	0	
令和元年度	40回	16,067	5,291	21,358	市 3回、一般 37回
平成30年度	17回	9,761	4,370	14,131	市 4回、一般 13回
平成29年度	4回	3,939	1,994	5,933	市
平成28年度	2回	1,050	700	1,750	市

※平成28、29年度は試行実施

※令和元年度より、あきしま環境緑花フェスティバルでの使用分は除外

基本目標5 環境を学びみんなで取り組むまち

個別目標5-1 環境学習を推進する

事業名	学校の体験型環境学習
担当課	学校教育部 指導課

自然環境に対する理解を深めるため、地域等の農業生産者の協力を得て、校外学習において、農業体験を行いました。

教室	学校
米作り教室	福島中学校 (令和2年度のみ、共成小学校は未実施)



稲の収穫体験の様子（福島中学校）

事業名	環境学習
担当課	環境部 環境課

身近なところから環境を学び、環境に負荷をかけない日常生活を実践してもらうため、環境学習講座を開催しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

事業名	キッズISO
担当課	環境部 環境課

児童の環境教育・国際理解等の総合教育のため、小学校4・5年生を対象にキッズISOを実施しました。令和2年度においては、次のとおり2校が入門編に取り組みました。

実施プログラム	実施校	学年	児童数	内 容
入 門 編	共 成 小 学 校	4	42人	各家庭で子供がリーダーとなり、ワークブックを使って、電気・ガス・水・ごみの身近な環境問題に取り組む。入門編は2週間で行い、初級編は2か月間で行う。
	武 蔵 野 小 学 校	5	58人	

基本目標5 環境を学びみんなで取り組むまち

事業名	みんなで実行ISO
担当課	学校教育部 指導課

市内各小・中学校全校にて、「電気を大切に使う」・「水を大切に使う」・「ごみを減らす」の3項目を目標として、児童・生徒の環境に対する保全や美化の意識を高めています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
みんなで実行ISO	小・中学校19校	小・中学校19校	小・中学校19校	小・中学校19校	小・中学校19校

個別目標5-2 環境情報を有効活用する

事業名	「昭島市の環境」の作成
担当課	環境部 環境課

市の環境の実態を掲載した「昭島市の環境」を作成しました。平成12年度版以降は、市のホームページにも掲載しています。

個別目標5-3 パートナーシップを推進する

事業名	環境配慮事業者ネットワーク
担当課	環境部 環境課

昭島市環境配慮事業者ネットワークは、環境負荷低減に向けた取組について情報を交換し、各事業者の更なる環境配慮の取組の向上を目指すとともに、事業者の立場から地域社会の持続的な発展に資することを目的に活動しています。9月4日実施の総会のほか、環境基本計画改定に係る事業者意見交換会を開催しました。年2回の会議、工場・施設見学、あきしま環境緑花フェスティバル、環境パネル展、産業まつりへの参加の他、道路のごみ拾い活動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。令和2年4月現在で、昭島市を含め39事業者が加入しています。



総会



事業者意見交換会

第2章 昭島市水と緑の基本計画

第2章 水と緑の基本計画

1 計画策定の背景と目的

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するために策定する計画です。

市では、平成10年3月に策定した「昭島市みどりの基本計画」（以下、旧計画という。）に基づき、平成22年度を目標年次として緑に関するさまざまな施策を推進してきました。

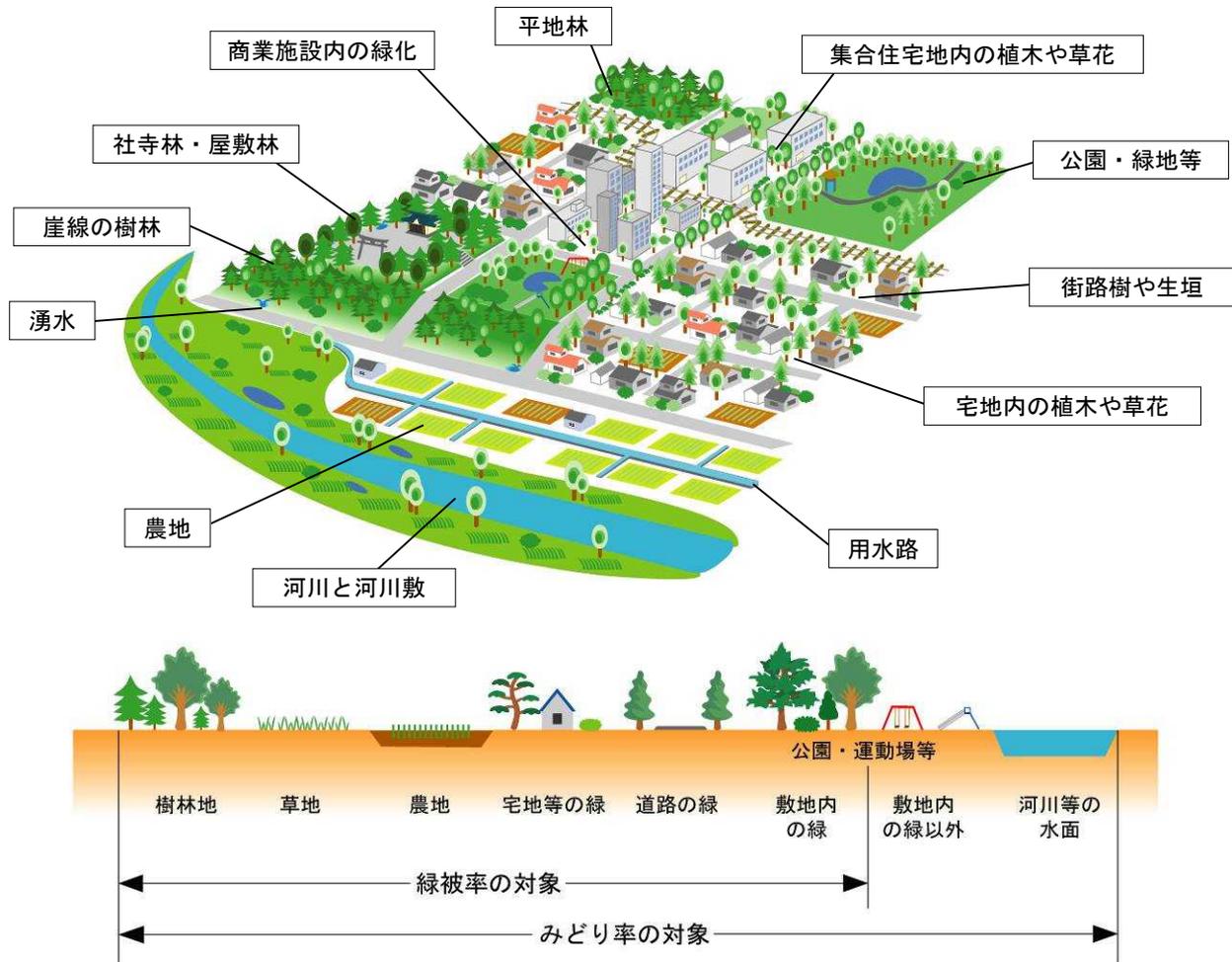
そのような取り組みに加え、社会情勢、環境意識等の変化にも対応する必要があること、さらには、緑と密接な関係がある河川や湧水等の「水」についても一体的に保全していく必要性が高まっていることなどから、平成23年度以降の水と緑に関する基本方針を改めて示す「昭島市水と緑の基本計画」（以下、本計画という。）を策定することになりました。

2 計画の期間

計画の期間は、平成23年度(2011年度)から、環境基本計画の目標年度である令和3年度(2021年度)までの11年間とします。

3 計画の対象と分類

計画では、昭島市全域における公園や樹林地の緑、河川や湧水をはじめとする、以下のようなさまざまな「水」と「緑」を対象としています。緑で覆われている面積を把握するための指標としては、旧計画で使用されていた「緑被率」の把握は、必要性が高いものですが、今後の計画では水と緑を一体的に捉えていくためにも「みどり率」を基本として現況把握していきます。



第2章 水と緑の基本計画

4 計画の目標

◆計画の枠組み

【計画対象区域】

計画対象区域
昭島市の全域 (1,733ha)

※国土地理院の計測方法の変更により平成26年から面積は1,734haに変更となっている。

【計画対象区域内人口の見通し】

年次	現況 (平成23年(2011年))	目標年次 (令和3年(2021年))
人口	113,510人	約115,000人*

※目標年次の人口は、第五次昭島市総合基本計画策定における人口推計資料による。

◆目標値の設定

本計画では、「水と緑の将来像」の実現に向けて次のように3つの計画の目標値を設定しました。

【市内全域のみどり率】

計画の目標として、市内全域において「みどり」の量の確保を目指すことを第一とします。農業従事者の減少などによって、農地などの「みどり」の減少は避けられない状況ですが、新規公園整備、街路樹の増加、校庭の芝生化、公共施設や民有地の緑化の推進等により、水と緑の将来像で位置づけているゾーン全体における「みどり」の量を維持することを目標とします。

	現況値 (平成23年(2011年))	目標値 (令和3年(2021年))
市内全域のみどり率	43.8 %*	現在の水準を維持

※現況値としてのみどり率は、東京都が平成15年に調査した結果を基にして昭島市が算出したもの。

【崖線の公有化面積】

「水と緑の主軸」の一つとしている立川崖線は、市域に残された貴重な緑であるものの、民有地が大部分を占めていることもあり、消失の可能性が高い場所でもあります。このような状況にある崖線緑地を将来にわたって確実に保全していくため、公有化面積を拡大することを目標とします。また、公有化による量的な確保とともに、生物多様性や景観にも配慮し、質の維持・向上を目指します。

崖線の公有化面積	11,683 m ²	15,000 m ²
----------	-----------------------	-----------------------

【水と緑に関わる活動への参加率】

本計画では「人」と「人」の関わりの中で水や緑を保全・創出していくことを重視しているため、市民や事業者との協働がより進むことを目指し、水と緑に関わる活動に参加する市民の割合を向上させることを目標とします。目標の達成に向けては、気軽に参加できる機会を市民や事業者に向けて提供するとともに、アダプト団体など、市民の自主的な活動がさらに活性化するように支援していきます。

水と緑に関わる活動への参加率	37 % *	50 %
----------------	--------	------

※平成22年に実施した水と緑に関する市民意識アンケート調査において、「今までの市民活動への参加」に対して、「特にない」とだけ回答した方と無効回答、無回答を除いた割合。

第2章 水と緑の基本計画

5 実施状況報告（令和2年度）

施策の展開にあたっては、緊急性や実現可能性、基本施策間のバランスや他事業との関係、国、東京都等の関連計画などを考慮し、計画期間内に重点的に取り組むべき施策を「重点施策」として設定しました。

取組の「開始時期」を、施策ごとに前期（平成23～25年度）、中期（平成26～29年度）、後期（平成30～令和2年度）に整理しました。

1) 水辺の環境を大切にす

項目	No.	施策内容	関係課	重点	開始時期			実施状況			
					～H25 (2013)	～H29 (2017)	～R2 (2020)	未着手	実施中	完了	具体的内容
多摩川等の河川と周辺環境の保全	1	多摩川の豊かな自然を守るため、国への要請や多摩川流域自治体等との連携をはかります。	環境課 企画政策課	☆	○				○		美しい多摩川フォーラムに参加し、他自治体との連携を図る
	2	国の河川整備計画に基づき、多摩川河川敷や拝島緑地等の保全と有効活用に努めます。	環境課 管理課		○				○		生態系保持空間が多く利用の制限があるが、拝島緑地の具体的な利用方法等を検討中
	3	多摩川河川敷の自然生態系の保全や回復に配慮しながら、散策やスポーツ、自然体験等の場としての整備を国に要望していきます。	環境課 管理課		○				○		多摩川の河川管理に関する連絡会等で要望する
	4	多摩川や流域における歴史や文化の継承に努めるとともに、市民参加によるイベント等を通して自然への理解と河川敷利用ルールの周知をはかります。	環境課 管理課		○				○		水辺の楽校におけるカヌー教室等の実施をバックアップしている
	5	残堀川の水辺環境を保全するため、清掃活動などを通して、流域周辺の市民や自治体との連携に努めます。	環境課 管理課		○					○	残堀川の活動は、東京都との連携を終了し、昭島用水土地改良にて、草刈り及び清掃活動を実施
玉川上水の保全	6	関係機関や近隣市との連携により、連続した自然環境の保全に取り組むとともに、市民がその緑や水辺の景観を楽しむことができるよう、周辺環境の整備をはかります。	管理課 社会教育課 環境課			○			○		エコパークにおける原っぱ大会、武蔵野の雑木林の再生プロジェクトを実施
	7	市民団体等が行う玉川上水の自然を大切にする活動や清掃・美化運動を支援します。	管理課 環境課		○				○		上水公園のアダプト支援を実施
湧水の保全	8	健全な雨水循環に向けた取り組みや崖線の保全とともに、地域住民に親しまれる湧水の維持や再生に努めます。	環境課	☆	○				○		多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会に参加 下の川のアダプト支援、雨水貯留槽の予算確保等
	9	市民との協働により、湧水やその周辺の水辺の保全や維持管理の在り方について検討します。	管理課 環境課			○			○		環境審議会にて、本市の水環境の保全の方向性などを検討

第2章 水と緑の基本計画

2) ふるさとの水と緑を継承する

項目	No.	施策内容	関係課	重点	開始時期			実施状況			
					～H25 (2013)	～H29 (2017)	～R2 (2020)	未着手	実施中	完了	具体的内容
崖線緑地と丘陵の保全	10	崖線の緑は、緑のネットワークや地域の景観形成上、重要な役割を担っているため、関係する自治体などと連携し、一体的に保全する取り組みを推進します。	環境課	☆	○				○		多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会に参加
	11	崖線等の樹林地については、東京都に対して緑地保全地域の指定拡大を求めるとともに、補助金等の活用により公有化を進めます。	環境課	☆	○				○		東京都への要望は継続し、崖線の公有化を検討中
	12	崖線等の自然緑地の保全に向けて、相続税の軽減など税制上の優遇措置を、市長会等を通じて国に要請します。	環境課		○				○		東京都を通じての要望は継続
	13	市民団体等が行う崖線緑地を保全・再生する活動を支援します。	環境課		○				○		はげの下の自然を守る会、鶯竹の会、崖線のアダプト支援
	14	滝山丘陵の土地利用の転換を抑制していくことにより、生態系や景観の保全に努めます。	都市計画課 環境課			○			○		東京都、周辺自治体と共に緑確保の総合的な方針を検討中
樹林・樹木等の保全	15	保存樹林・保存樹木制度の周知をはかるとともに、社会的背景などの変化に伴う制度の見直しを検討します。	環境課		○				○		保存樹木制度の適用範囲の拡大を検討中
	16	公有樹林や代官山などの民有樹林において、市民や企業との協働による維持管理や活用を検討します。	環境課			○			○		アダプト制度の浸透を図るほか、環境活動リーダーを育成するための講座を継続
歴史ある水と緑の保全と活用	17	史跡周辺の自然環境調査を市民との協働で行うとともに、歴史・文化遺産として貴重な水辺と緑の保全に努めます。	環境課 社会教育課			○			○		文化財担当と連携し、検討が必要 環境学習講座等で、史跡を含めた緑の現況等の講座を開催
	18	地域のシンボルとなっている巨樹・名木等の調査を市民との協働で行うとともに、観察会などを実施します。	環境課 社会教育課			○			○		崖線緑地等の巨樹・名木等の観察会を実施
	19	水と緑に関する郷土資料を作成するとともに、史跡と併せた散策コースの紹介等を行います。	社会教育課			○			○		あきしまの史跡めぐりで史跡散歩コースが紹介されている
	20	社寺林など、歴史的な感じられる緑の保全手法を検討します。	環境課			○			○		社寺林は制度上保護されているが、市として何が出来るかは要検討。保存樹木と併せて文化財指定の樹木3本を保険に加入している
生物多様性の保全	21	市民との協働による自然観察会や動植物調査など、生物多様性に関する啓発活動に取り組み、さまざまな生物が市域に生息・生育できるよう努めます。	環境課			○			○		森林教室における植生・生物調査や、環境学習講座を継続して実施、総合的な学習時間へのバックアップ
	22	市域に生育する樹木や草花の情報を整理した「あきしまの植物」や、河川や水路等に生息・生育する水生生物の図鑑を作成します。	環境課 社会教育課			○			○		社会教育課で作成したあきしまの植物の更新や、あきしまの生物の図鑑の作製はこれからの検討課題ととらえる

第2章 水と緑の基本計画

23	鳥の餌となる実のなる樹木を植えるなど、学校や公園等の身近な場所のエコアップ(自然度の向上)に努めます。	環境課 管理課	○	○	エコパークにおける原っぱ大会、武蔵野の雑木林の再生プロジェクト実施等を継続
----	---	------------	---	---	---------------------------------------

3) まちの水と緑を守り育てる

項目	No.	施策内容	関係課	重点	開始時期			実施状況		
					～H25 (2013)	～H29 (2017)	～R2 (2020)	未着手	実施中	完了
公園の整備と維持管理	24	市民に親しまれる公園や緑地を維持するため、市民との協働による公園づくりや維持管理を推進します。	管理課 環境課	☆	○				○	たまべ公園及び緑町三丁目公園の供用開始、公園アダプトの件数拡大をはかる等実施中
	25	公園の整備にあたっては、在来種の植栽等、地域の自然環境特性に配慮します。	建設課 管理課		○				○	上水公園等、一部の公園などで配慮はしているが、市民要望の傾向から、維持管理への配慮が主になっている
	26	多様化する市民の価値観や防災空間としての利用にも適合した公園や緑地づくりを進めます。	管理課		○				○	新規公園は少ないが、災害時にも使えるトイレ設置など可能な配慮をしている
	27	公園内の施設については、長期使用ができるように安全性の点検や改修を計画的に進めます。	管理課		○				○	補修の積み重ねで対応している
	28	各種市街地開発事業等とも連動しながら、公園や緑地の確保をはかります。	都市計画課 地域開発課		○				○	地区計画の地区内において一定の緑地確保をはかる等を実施中
	29	身近なくつろぎの場として、ポケットパークの整備と充実をはかります。	建設課 管理課		○				○	道路新設に伴い残地が出た場合に、必要に応じて整備していく
公共施設の緑化	30	公共施設の緑化状況調査を行うとともに、駅前広場等については、緑化拠点として位置づけ、重点的な緑化をはかります。	環境課 管理課	☆	○				○	公共施設の整備にあたっては緑の確保をはかり、整備後も花壇の管理を行うなど見本となるよう管理する予定
	31	公共施設の屋上緑化や緑のカーテン事業、ビオトープの創出などに取り組むとともに、小中学校では校庭芝生化を進めます。	環境課 教育・庶務課		○				○	松原町コミュニティセンターの壁面・駐車場緑化、公共施設におけるグリーンカーテン、市立学校の校庭芝生化、壁面緑化
	32	エコパークでは、子どもたちとともに、武蔵野の雑木林づくりに取り組みます。	環境課 ごみ対策課		○				○	エコパークにおける武蔵野の雑木林の再生プロジェクト実施
	33	街路樹や公園内の樹木の購入費用を市民から募る基金の設立などを進め、緑化意識の向上をはかります。	環境課				○	○		今後の検討課題ととらえている
道路の緑化	34	道路整備にあたっては、地域の環境や景観に配慮し、シンボル性も考慮した樹種による街路樹の植栽に努めます。	建設課 管理課			○			○	環境や景観、連続性に配慮し、苦情になりにくいことも選定基準とする
	35	街路樹や植栽ますの整備、沿道緑化等により、緑の広がりや厚みのある都市空間を創出していきます。	管理課 建設課 環境課		○				○	街路における緑地の設置基準に基づき、引き続き実施していく
	36	樹木の健全な育成や樹形の維持に配慮した、街路樹の定期的な維持管理を行います。	管理課		○				○	職員が巡回して問題を発見し、随時対応している
	37	市民が緑に親しめるよう街路樹や花壇に樹木や花の看板を設置するとともに、市民との協働による緑化を進めます。	環境課 管理課		○				○	花の応援事業で花植えを協働で行っている個所を増やす。看板設置は通行の安全確保も含め検討する

第2章 水と緑の基本計画

項目	No.	施策内容	関係課	重点	開始時期			実施状況			
					～H25 (2013)	～H29 (2017)	～R2 (2020)	未着手	実施中	完了	具体的内容
民有地の緑化	38	あきしま環境緑花フェスティバルや、苗木配付、街角ふれあい花壇等の充実により、緑化意識の高揚をはかります。	環境課	☆	○				○		各事業とも毎年拡大実施中
	39	宅地開発にあたっては、昭島市宅地開発等指導要綱に基づき、事業者と協議を行い緑地の確保に努めます。	地域開発課		○				○		事前協議を実施している
	40	ブロック塀等の生け垣化や緑のカーテン、屋上緑化など、敷地内の緑化推進を呼びかけます。また、緑化ガイドブックの作成や補助制度の充実にも努めます。	環境課			○				○	生け垣新設並びに壁面及び屋上緑化の補助制度については、令和2年度をもって廃止
	41	商店街や地域の団体などと協力して、駅周辺や街角などを花で飾り、うるおいと魅力のあるまちづくりを進めます。	環境課 産業活性課		○				○		花の応援事業で毎年花植えを行い、要望に応じて新規配布地点を増やしている
	42	花苗の育成者募集や苗圃の活用などにより、市民との協働による花の応援事業の充実をはかります。	環境課			○			○		花の種や多年草の配布を検討する
緑のリサイクル	43	街路樹や公園等の樹木管理にあたっては、せん定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化による再生利用をはかります。	環境課 管理課 (教育・庶務課)			○			○		学校内の落ち葉は腐葉土置き場のために、植物や作物の腐葉土として利用している
	44	不要となった樹木の情報を必要な方に提供する「グリーンバンク」事業の創設について、検討します。	環境課			○		○			市の生活用品交換情報では動植物は対象外になっており、方法は要検討
水循環の保全	45	水循環に関する情報の一元化に努め、市民や事業者に対して効果的な情報提供ができるように取り組みます。	環境課 水道・工務課 下水道課	☆	○				○		水施策も含めて環境審議会にて審議し、水施策全体の体系化を検討 水循環基本法に係る官民連携プロジェクト「ウォータープロジェクト」への参加
	46	公共施設や市道における雨水浸透施設の設置、雨水利用設備の導入などの、水循環を保全するための優先した取り組みを進めます。	下水道課 建設課 建築課		○				○		各担当課において引き続き推進していく
	47	宅地開発にあたっては、昭島市宅地開発等指導要綱に基づき、事業地内での雨水浸透処理を指導します。	地域開発課 管理課 下水道課		○				○		開発の相談時に指導している
	48	一般住宅を対象とした雨水貯留槽や雨水浸透施設の助成制度により、雨水の再利用と節水を推進します。	下水道課 水道・工務課		○				○		雨水貯留槽は水道部で、雨水浸透施設は下水道課で推進中
水循環の保全	49	水の安全性を確保するため、地下水汚染防止のための適切な措置を事業所等に求めるとともに、水質汚染対策の必要性に対する啓発活動を進めます。	環境課 下水道課		○				○		有害物質の使用量の報告を年一回もらうほか、公共用水の水質調査を年6回行い、問題があれば行政指導を行っている。啓発は今後の課題である
	50	昭島市の水道が深層地下水を水源としていることから、「奥多摩 昭島市民の森」事業など、広域的な視点からの水循環保全活動に取り組みます。	環境課		○				○		奥多摩・昭島市民の森事業の継続 市民と協働で森の樹木の剪定や下草刈りを実施
	51	より良好な水循環を将来にわたって保全するための条例制定について検討します。	環境課			○			○		環境審議会にて、本市の水環境の保全の方向性などを検討

第2章 水と緑の基本計画

4) 農の水と緑を維持する

項目	No.	施策内容	関係課	重点	開始時期			実施状況			
					～H25 (2013)	～H29 (2017)	～R2 (2020)	未着手	実施中	完了	具体的内容
農地の保全	52	納税猶予制度や生産緑地制度の活用をはかり、都市における貴重なみどりの空間となっている、都市農地の保全に努めます。	産業活性課	☆	○				○		生産緑地制度を活用中
	53	防災空間としての農地の役割を認識するとともに、体験型農園、教育の場としても農地の保全と活用をはかります。	産業活性課		○				○		環境学習講座での啓発、市民農園や田植え体験学習などを実施している
農業用水路の保全と維持	54	農業用水路の適正な水質維持をはかるとともに、年間を通した通水に努めます。	環境課		○				○		水質維持のための水質検査の実施 用水土地改良区に対して許可水利権取得に係わる調査の補助を実施
	55	農業用水路を歴史・文化遺産として評価するとともに、説明板の設置、用水路見学会の実施などを通じて普及啓発を進めます。	環境課 社会教育課			○			○		用水土地改良区とも協議して検討が必要 説明版は取水口等に設置
	56	今後進められるまちづくり事業等に併せて、農業用水路を活用した新たな水辺景観の整備を検討します。	都市計画課 環境課				○		○		拝島町の下の川、大神町の水辺の散歩道、福島町・郷地町の景観まちづくり事業などに続けて実施検討中
	57	農業用水路の維持管理のあり方や、環境用水・防火用水としての活用方法等について考える、協議会などの設置を検討します。	環境課 防災課				○		○		用水土地改良区とも協議して検討が必要
農に関する普及啓発の推進	58	「地産地消」を普及啓発し、推進するため、直売所等における消費者と農業者が交流するための場や機会を充実させます。	産業活性課	☆	○				○		JAとも連携しながら都市農業への理解を深める方策を検討
	59	水と緑の保全に果たす農業の役割を認識してもらうため、体験型農園の充実や農業体験教室、農ウオークなどのイベントを実施します。	産業活性課 環境課		○				○		環境学習講座での啓発、市民農園や田植え体験学習などを実施している
	60	「農産物マップ」等の作成による直売所などの情報提供や市民との協働によるイベント等により、都市農業に対する関心を広げます。	産業活性課		○				○		農産物生産・直売マップの配布、広報やホームページによる情報提供、市民農園の貸し出し等を行っている

第2章 水と緑の基本計画

5) 水と緑のまちづくりにみんなで取り組む

項目	No.	施策内容	関係課	重点	開始時期			実施状況			
					～H25 (2013)	～H29 (2017)	～R2 (2020)	未着手	実施中	完了	具体的内容
学び、体験する機会の充実	61	環境に関する学習の場と機会を拡充するとともに、市民が水や緑にふれあう各種イベントを実施して、環境意識の啓発をはかります。	環境課 社会教育課 市民会館・公民館	☆	○				○		森林教室、環境学習講座、農ウォークや環境緑花フェスティバルにおける環境講演会やグリーンカーテン講習会などの実施とアップデート化
	62	学校と家庭、地域が連携して、自然体験や農業体験等の体験型環境学習の機会を創出します。	教育・指導課 環境課 産業活性課		○				○		森林教室、環境学習講座や水辺の楽校事業におけるカヌー教室などを継続して実施していく
	63	小学生向けの環境副読本の作成やICT機器(デジタル情報機器)を用いた観察、市民向けの水と緑に関するホームページなど、さまざまなメディアを活用した情報発信に取り組みます。	環境課 教育・指導課			○			○		市民向けの水と緑に関するホームページに掲載
活動の推進と人材育成	64	公園や道路・水辺の清掃、街角の花植えなど、市民が気軽に参加できる環境活動の機会を拡充します。	環境課 管理課	☆	○				○		アダプト活動の普及・支援を実施しており、今後も拡大をはかる
	65	水や緑を守り、育てる活動に参加する団体や自治会等を支援し、連携をはかります。	環境課 生活コミュニティ課		○				○		アダプト活動の普及・支援や、花の応援事業における花苗や花種等の提供を拡大していく
	66	地域や学校における環境学習活動に関わる人材の育成に努めます。	環境課 社会教育課 市民会館・公民館		○				○		アダプト活動や水辺の散歩道・水辺の楽校等への支援を継続する
推進体制の構築	67	環境に関わる市民や市民団体及び事業者との交流の場・機会・ネットワークづくりを進めます。	環境課 管理課 生活コミュニティ課	☆	○				○		環境審議会、緑化推進協力員制度、環境配慮事業者ネットワーク会議等を実施している
	68	緑の保全や緑化推進のために、緑化推進基金を活用するとともに、広く気軽に参加できる募金システムを検討します。	環境課			○			○		緑化推進基金を崖線緑地公有化に役立てた実績はあり 募金システムは今後要検討
	69	計画の進捗状況のチェックを外部委員で行うとともに、結果をわかりやすく公表します。	環境課		○				○		昭島市の環境等で結果を公表している

第3章 第三次地球温暖化対策実行計画

1 計画策定の背景と目的

地球表面の平均気温は、15℃程度と言われていますが、大気中には、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが含まれており、これらのガスの温室効果により、生物や人類の生存を可能にする大気温度が保たれてきました。

ところが、18世紀の産業革命以降、石炭や石油といった化石燃料の燃焼や大規模な森林伐採が行われるようになり、温室効果ガスが大気中へ大量に排出されることで、温室効果が強まって大気による温室効果は必要以上のものとなり、地球が過度に温暖化するおそれが生じています。

気候変動に関する政府間パネル（I P C C）が平成19年に取りまとめた第4次評価報告書によると、全地球平均地上気温は20世紀中に約0.74℃上昇し、それに伴い平均海面水位が17cm上昇しました。この要因について、人為的な影響による地球温暖化は疑う余地がないと結論づけています。

地球温暖化による異常気象を伴う気候変動、自然生態系への影響、ひいては農業生産や水資源、海洋・沿岸区域への影響などが世界各地で報告されています。世界各地での観測例としては、氷河の縮小や動物生息域の移動、一部の動植物数の減少等が挙げられており、今後地球温暖化は、生態系が適応できるより速く、危険とみなされる速度で進行するおそれがあるとされています。

平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（C O P 3）において、先進国の温室効果ガスの削減を義務づけた「京都議定書」が採択され、平成17年2月16日に発効しました。この京都議定書では、日本については、目標年の平成20年から平成24年までの第1約束期間に平成2年の温室効果ガス排出量と比較して、6%を削減する目標が定められました。

本市では、平成12年10月に昭島市環境基本条例を施行し、平成14年3月には、「美しい水とみどりを将来の世に」を将来の望ましい環境像として「昭島市環境基本計画」を策定し、環境施策を総合的かつ計画的に実施しています。そうした中、地球温暖化対策として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減目標を掲げた昭島市地球温暖化対策実行計画を平成14年3月に、第二次昭島市地球温暖化対策実行計画を平成19年3月に、第三次昭島市地球温暖化対策実行計画を平成25年3月に策定しました。

市域全体から排出される温室効果ガス削減についても市民、事業者と協働し、取り組むべく、平成24年3月に昭島市環境基本計画を改定し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を盛り込みました。

第三次昭島市地球温暖化対策実行計画により、事業者として温室効果ガス削減を進めていくと同時に、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により、市域全体の温室効果ガス削減にも努めていきます。

2 計画の期間

計画の期間は、平成16年度(2004年度)を基準年度として、平成25年度(2013年度)から令和3年度(2021年度)までの9年間とします。計画で定める温室効果ガス排出量の削減目標等は、基準年度である平成16年度(2004年度)における排出量や排出抑制活動の取組状況をもとに設定するものとします。

3 計画の範囲

計画の対象範囲は、本庁舎及び出先機関を含めた全ての組織及び施設等に係る事務事業とします。

なお、委託等(施設管理運営を含む)により実施する事務事業は対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものは、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

4 計画の目標

平成16年度(2004年度)を基準年として、令和3年度(2021年度)までに温室効果ガスの排出量を15%以上削減することを目標としています。

温室効果ガスの総排出量の削減目標

本市における温室効果ガスの総排出量の削減目標は、次のとおりです。

総排出量の削減目標 (kg-CO ₂ /年)	平成16年度(2004年度) (基準年)	令和3年度(2021年度) (目標年)	削減目標
	11,202,406	9,522,045	15%以上の削減をはかる

温室効果ガス排出抑制のための取り組み

温室効果ガス排出削減目標を達成するために(1)電気使用量の削減(2)燃料使用量の削減(3)紙使用量の削減(4)水使用量の削減(5)廃棄物排出量の削減(6)グリーン購入等の推進(7)緑化の推進(8)カーボン・オフセットの推進の8項目を第三次昭島市地球温暖化対策実行計画で率先行動計画として定めており、市(職員)が事務・事業を実施するに当たり、率先して取り組んでいます。

5 実施結果報告

令和2年度(2020年度)の温室効果ガスの排出量は、下の表のとおり、基準年度である平成16年度(2004年度)に対して4.3%削減しました。これは、平成23年(2011年)の東日本大震災をきっかけに、より節電意識が高まり、庁舎照明の間引きなど節電の取組が継続実施されたことなどにより電気使用量は削減されました。

その他にも、環境マネジメントシステムの取組の中で、電力消費削減等の目標を定めて取り組んできました。

温室効果ガス排出量

平成16年度(2004年度)	令和2年度(2020年度)	増減率
11,202,406kg-CO ₂	10,722,400kg-CO ₂	4.3%減

※ 温室効果ガスの排出量は、電気や都市ガスなどの使用量や自動車走行距離に基づく活動量に排出係数を乗じて算出しています。

結果としては、令和3年度(2021年度)の目標である温室効果ガスの排出量「15%以上の削減をはかる」を達成するには及びませんでした。今後も排出量削減の取り組みに努めてまいります。

なお、本計画では、第二次昭島市地球温暖化対策実行計画策定時にはなかった新規の施設についても温室効果ガスを算定していますので、第二次昭島市地球温暖化対策実行計画よりも温室効果ガスの減少率は少なくなっています。

第4章 調査データ

第4章 調査データ

1 公共用水域水質調査 (事業実施報告20頁のデータ)

多摩川水質調査結果

区分	令和2年度	河川名	多 摩 川		類型	A-1	測定地点名	昭和用水引込口	
	測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		4/16 9:40	6/11 14:20	8/20 13:15	11/5 15:25	1/14 9:40	3/4 9:00	
一般項目	現場測定項目	採取位置							
		流量 (m ³ /S)							
		全水深 (m)							
		採取水深 (m)							
		天候	晴	雨	晴	雨	晴	晴	晴
		気温 (°C)	14.5	24.3	36.7	15.8	10.0	7.8	
		水温 (°C)	12.8	22.3	28.5	17.0	9.5	7.0	
		色相	淡灰緑色	淡灰緑色	無色	無色	淡黄緑色	無色	
		臭気	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	微土臭	微川藻臭	無臭	
	生活環境項目	透視(明)度 (cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
		水素イオン濃度	7.6	8.4	9.1	7.8	7.8	8.0	
		溶存酸素量 (mg/L)	11.4	9.8	12.3	12.1	12.6	12.6	
		生物学的酸素要求量 (mg/L)	<0.5	1.2	1.3	0.8	<0.5	0.9	
		化学的酸素要求量 (mg/L)	2.2	1.7	2.0	1.5	1.4	1.2	
		浮遊物質量 (mg/L)	3	2	1	<1	<1	<1	
		大腸菌群数 (MPN/100mL)							
		n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)							
		全窒素 (mg/L)							
		全リン (mg/L)							
健康項目	カドミウム (mg/L)								
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
	鉛 (mg/L)								
	六価クロム (mg/L)								
	砒素 (mg/L)								
	総水銀 (mg/L)								
	アルキル水銀 (mg/L)								
	P B (mg/L)								
	ジクロロメタン (mg/L)								
	四塩化炭素 (mg/L)								
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)								
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)								
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)								
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)								
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)								
	トリクロロエチレン (mg/L)								
	テトラクロロエチレン (mg/L)								
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)								
	チウラム (mg/L)								
	シマジン (mg/L)								
	チオベンカルブ (mg/L)								
	ベンゼン (mg/L)								
	セレン (mg/L)								
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)									
ふっ素 (mg/L)									
ほう素 (mg/L)									
特殊項目	フェノール類 (mg/L)								
	銅 (mg/L)								
	溶解性鉄 (mg/L)								
	溶解性マンガン (mg/L)								
その他の項目	クロム (mg/L)								
	EPN (mg/L)								
	塩化物イオン (mg/L)								
	MBAS (mg/L)								
	アンモニア性窒素 (mg/L)								
	磷酸性リン (mg/L)								
	濁度 (度)								
	電気伝導率 (μS/cm)	85.7	138.0	143.0	98.0	82.6	145.0		
DOC (mg/L)									
硝酸性窒素 (mg/L)									
亜硝酸性窒素 (mg/L)									

第4章 調査データ

多摩川水質調査結果

区分	令和2年度	河川名	多摩川	類型	B-1	測定地点名	多摩大橋下(上流)	
	測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		4/16 10:20	6/11 15:20	8/20 13:55	11/5 16:20	1/14 10:20	3/4 9:30
一般項目	現場測定項目	採取位置						
		流量 (m ³ /S)						
		全水深 (m)						
		採取水深 (m)						
		天候	晴	曇	晴	曇	晴	晴
		気温 (°C)	14.5	23.2	33.6	13.5	8.5	8.6
		水温 (°C)	12.8	22.0	28.6	15.0	5.0	8.2
		色相	淡灰緑色	淡灰緑色	淡灰黄緑色	無色	無色	淡灰黄色
	臭気	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	
	透視(明)度 (cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	
	生活環境項目	水素イオン濃度	7.7	8.0	8.1	7.6	7.9	7.9
		溶存酸素量 (mg/L)	11.4	8.4	9.3	10.5	13.4	12.5
		生物学的酸素要求量 (mg/L)	<0.5	1.2	1.2	0.6	0.5	1.1
		化学的酸素要求量 (mg/L)	1.9	1.4	2.1	1.4	0.9	1.2
		浮遊物質 (mg/L)	3	2	1	<1	<1	1
大腸菌群数 (MPN/100mL)								
n-ヘキサノール抽出物質含有量 (mg/L)								
健康項目	全窒素 (mg/L)							
	全リン (mg/L)							
	六価クロム (mg/L)							
	砒素 (mg/L)							
	総水銀 (mg/L)							
	アルキル水銀 (mg/L)							
	PCB (mg/L)							
	ジクロロメタン (mg/L)							
	四塩化炭素 (mg/L)							
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)							
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)							
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)							
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)							
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)							
	トリクロロエチレン (mg/L)							
	テトラクロロエチレン (mg/L)							
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)							
	チウラム (mg/L)							
	シマジン (mg/L)							
	チオベンカルブ (mg/L)							
	ベンゼン (mg/L)							
	セレン (mg/L)							
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)							
ふっ素 (mg/L)								
ほう素 (mg/L)								
特殊項目	フェノール類 (mg/L)							
	銅 (mg/L)							
	溶解性鉄 (mg/L)							
	溶解性マンガン (mg/L)							
	クロム (mg/L)							
その他の項目	EPN (mg/L)							
	塩化物イオン (mg/L)							
	MBS (mg/L)							
	アンモニア性窒素 (mg/L)							
	磷酸性リン (mg/L)							
	濁度 (度)							
	電気伝導率 (μS/cm)	77.8	144.0	154.0	101.0	436.0	117.0	
	TOC (mg/L)							
硝酸性窒素 (mg/L)								
亜硝酸性窒素 (mg/L)								

第4章 調査データ

多摩川水質調査結果

区分	令和2年度	河川名	多摩川	類型	B-2	測定地点名	立川境		
	測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		4/16 10:40	6/11 11:30	8/20 14:30	11/5 11:30	1/14 10:50	3/4 9:55	
一般項目	現場測定項目	採取位置							
		流量 (m ³ /S)		欠測		7.58			
		全水深 (m)							
		採取水深 (m)							
		天候		晴	晴	晴	晴	晴	晴
		気温 (°C)		20.0	28.9	32.5	16.5	9.5	11.8
		水温 (°C)		13.9	24.9	24.0	18.5	10.0	14.2
		色相		淡灰緑色	淡灰緑色	淡灰黄緑色	無色	淡灰黄色	淡灰黄色
		臭気		微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭
	透視(明)度 (cm)		>50	>50	>50	>50	>50	>50	
	生活環境項目	水素イオン濃度		7.5	7.8	7.6	7.5	7.1	7.3
		溶存酸素量 (mg/L)		11.0	8.0	9.2	10.0	11.5	10.8
		生物学的酸素要求量 (mg/L)		0.5	1.6	1.2	0.9	1.6	1.7
		化学的酸素要求量 (mg/L)		2.6	1.9	3.5	3.6	4.9	4.2
		浮遊物質 (mg/L)		36	2	<1	1	<1	1
		大腸菌群数(MPN/100mL)		22,000	28,000	35,000	17,000	14,000	22,000
		n-ヘキササン抽出物質含有量 (mg/L)							
		全窒素 (mg/L)			3.21		3.87		
		全燐 (mg/L)			0.086		0.187		
全亜鉛 (mg/L)				0.019		0.014			
健康項目	カドミウム (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	全シアン (mg/L)		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	鉛 (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	六価クロム (mg/L)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	砒素 (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アルキル水銀 (mg/L)		-	-	-	-	-	-	
	PCB (mg/L)			<0.0005		<0.0005			
	ジクロロメタン (mg/L)			<0.0002		<0.0002			
	四塩化炭素 (mg/L)			<0.0002		<0.0002			
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)			<0.0002		<0.0002			
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)			<0.0002		<0.0002			
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)			<0.0002		<0.0002			
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)			<0.0002		<0.0002			
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)			<0.0002		<0.0002			
	トリクロロエチレン (mg/L)			<0.001		<0.001			
	テトラクロロエチレン (mg/L)			<0.0002		<0.0002			
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)			<0.0002		<0.0002			
	チウラム (mg/L)			<0.0006		<0.0006			
	シマジン (mg/L)			<0.0003		<0.0003			
	チオベンカルブ (mg/L)			<0.0003		<0.0003			
	ベンゼン (mg/L)			<0.0002		<0.0002			
	セレン (mg/L)			<0.002		<0.002			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)									
ふっ素 (mg/L)			0.02		0.03				
ほう素 (mg/L)			0.02		0.01				
1,4-シロキサン (mg/L)			<0.005		<0.005				
特殊項目	フェノール類 (mg/L)								
	銅 (mg/L)								
	溶解性鉄 (mg/L)								
	溶解性マンガン (mg/L)								
その他の項目	クロム (mg/L)								
	EPN (mg/L)								
	塩化物イオン (mg/L)								
	MBAS (mg/L)		<0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	アンモニア性窒素 (mg/L)		0.03	0.10	0.06	0.06	0.04	0.05	
	磷酸性磷 (mg/L)		0.087	0.078	0.078	0.171	0.152	0.093	
	濁度 (度)								
	硝酸性窒素 (mg/L)			2.7		3.14			
亜硝酸性窒素 (mg/L)			2.7		3.14				
ニルフェノール (mg/L)			<0.00006		<0.00006				
LAS (mg/L)			0.0006		0.0008				

第4章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分	令和2年度	(水域名) 多摩川	玉川上水拝島分水路		田中堀		昭和用水		
	測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		7/1 8:48	1/13 9:10	7/1 9:25	1/13 9:35	7/1 9:29	1/13 9:45	
一般項目	現場測定項目	採取位置							
		流量 (m ³ /S)							
		全水深 (m)							
		採取水深 (m)							
		天候		曇	雨	曇	雨	小雨	晴
		気温 (°C)		26.0	7.0	24.0	6.5	24.8	7.5
		水温 (°C)		19.8	5.0	20.2	3.5	21.0	4.0
		色相		淡黄緑色	無色	淡黄緑色	無色	淡黄緑色	無色
	臭気		微川藻臭	無臭	微川藻臭	無臭	微川藻臭	微川藻臭	
	透視(明)度 (cm)		>50	>50	>50	>50	>50	>50	
	生活環境項目	水素イオン濃度		7.5	7.8	7.6	7.8	7.6	7.9
		溶存酸素量 (mg/L)		7.1	11.4	9.0	13.2	9.1	12.4
		生物学的酸素要求量 (mg/L)		0.5	<0.5	0.7	<0.5	0.7	<0.5
		化学的酸素要求量 (mg/L)							
		浮遊物質 (mg/L)		10	<1	6	<1	6	<1
大腸菌群数 (MPN/100mL)									
n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)									
健康項目	全窒素 (mg/L)								
	全リン (mg/L)								
	カドミウム (mg/L)								
	全シアン (mg/L)		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	鉛 (mg/L)								
	六価クロム (mg/L)								
	砒素 (mg/L)								
	総水銀 (mg/L)								
	アルキル水銀 (mg/L)								
	PCB (mg/L)								
	ジクロロメタン (mg/L)								
	四塩化炭素 (mg/L)								
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)								
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)								
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)								
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)								
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)								
	トリクロロエチレン (mg/L)								
	テトラクロロエチレン (mg/L)								
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)								
チウラム (mg/L)									
シマジン (mg/L)									
チオベンカルブ (mg/L)									
ベンゼン (mg/L)									
セレン (mg/L)									
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)									
ふっ素 (mg/L)									
ほう素 (mg/L)									
特殊項目	フェノール類 (mg/L)								
	銅 (mg/L)								
	溶解性鉄 (mg/L)								
	溶解性マンガン (mg/L)								
その他の項目	クロム (mg/L)								
	EPN (mg/L)								
	塩化物イオン (mg/L)								
	MBAS (mg/L)								
	アンモニア性窒素 (mg/L)								
	磷酸性リン (mg/L)								
	濁度 (度)								
	電気伝導率 (μS/cm)		108.0	76.2	95.2	79.1	92.6	77.3	
その他	DOC (mg/L)								
	硝酸性窒素 (mg/L)								
	亜硝酸性窒素 (mg/L)								

第4章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分	令和2年度	(水域名) 多摩川	多摩川上流排水樋管		中沢堀		中沢堀昭和用水合流		
	測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		7/1 9:43	1/13 9:55	7/1 10:02	1/13 10:10	7/1 10:16	1/13 10:20	
一般項目	現場測定項目	採取位置							
		流量 (m ³ /S)							
		全水深 (m)							
		採取水深 (m)							
		天候		小雨	晴	雨	晴	小雨	晴
		気温 (°C)		24.0	6.5	23.6	5.5	24.0	4.5
		水温 (°C)		24.0	18.0	21.5	3.5	21.8	3.5
		色相		淡黄緑色	淡灰緑色	淡黄緑色	無色	淡黄緑色	無色
	生活環境項目	臭気		微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	無色	微川藻臭	無色
		透視(明)度 (cm)		>50	>50	>50	>50	>50	>50
		水素イオン濃度		6.8	6.8	7.5	7.6	7.7	7.8
		溶存酸素量 (mg/L)		6.6	13.3	8.8	12.5	8.8	12.8
		生物学的酸素要求量 (mg/L)		2.1	2.1	0.5	0.8	0.8	0.5
		化学的酸素要求量 (mg/L)							
		浮遊物質 (mg/L)		1	1	4	1	6	<1
		大腸菌群数(MPN/100mL)							
		n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)							
健康項目	全窒素 (mg/L)								
	全リン (mg/L)								
	全亜鉛 (mg/L)								
	カドミウム (mg/L)								
	全シアン (mg/L)		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	鉛 (mg/L)								
	六価クロム (mg/L)								
	砒素 (mg/L)								
	総水銀 (mg/L)								
	アルキル水銀 (mg/L)								
	PCB (mg/L)								
	ジクロロメタン (mg/L)								
	四塩化炭素 (mg/L)								
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)								
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)								
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)								
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)								
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)								
	トリクロロエチレン (mg/L)								
	テトラクロロエチレン (mg/L)								
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)								
	チウラム (mg/L)								
	シマジン (mg/L)								
	チオベンカルブ (mg/L)								
	ベンゼン (mg/L)								
	セレン (mg/L)								
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)								
ふっ素 (mg/L)									
ほう素 (mg/L)									
特殊項目	フェノール類 (mg/L)								
	銅 (mg/L)								
	溶解性鉄 (mg/L)								
	溶解性マンガン (mg/L)								
その他の項目	クロム (mg/L)								
	EPN (mg/L)								
	塩化物イオン (mg/L)								
	MBAS (mg/L)		<0.02	<0.02			<0.02	<0.02	
	アンモニア性窒素 (mg/L)		0.20	0.18			0.04	0.01	
	燐酸性燐 (mg/L)		0.22	0.18			0.019	0.004	
	濁度 (度)								
	電気伝導率 (μS/cm)		302.0	371.0	105.0	125.0	94.5	74.7	
その他	TOC (mg/L)								
	硝酸性窒素 (mg/L)								
	亜硝酸性窒素 (mg/L)								

第4章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分	令和2年度	(水域名) 多摩川	野水堀排水樋管	
	測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)		7/1 10:16	1/13
一般項目	現場測定項目	採取位置		
		流量 (m ³ /S)		
		全水深 (m)		
		採取水深 (m)		
		天候		曇
		気温 (°C)		24.0
		水温 (°C)		22.0
		相色		淡黄緑色
	生活環境項目	臭気		微川藻臭
		透視(明)度 (cm)		>50
		水素イオン濃度		7.7
		溶存酸素量 (mg/L)		
		生物学的酸素要求量 (mg/L)		0.6
		化学的酸素要求量 (mg/L)		
		浮遊物質 (mg/L)		6
健康項目	大腸菌群数(MPN/100mL)			
	n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)			
	全窒素 (mg/L)			
	全燐 (mg/L)			
	カドミウム (mg/L)			
	全シアン (mg/L)		<0.1	
	鉛 (mg/L)			
	六価クロム (mg/L)			
	砒素 (mg/L)			
	総水銀 (mg/L)			
	アルキル水銀 (mg/L)			
	PCB (mg/L)			
	ジクロロメタン (mg/L)			
	四塩化炭素 (mg/L)			
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)			
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)			
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)			
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)			
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)			
	トリクロロエチレン (mg/L)			
	テトラクロロエチレン (mg/L)			
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)			
	チウラム (mg/L)			
	シマジン (mg/L)			
	チオベンカルブ (mg/L)			
	ベンゼン (mg/L)			
	セレン (mg/L)			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)			
ふっ素 (mg/L)				
ほう素 (mg/L)				
特殊項目	フェノール類 (mg/L)			
	銅 (mg/L)			
	溶解性鉄 (mg/L)			
	溶解性マンガン (mg/L)			
	クロム (mg/L)			
その他の項目	EPN (mg/L)			
	塩化物イオン (mg/L)			
	MBA S (mg/L)		<0.02	
	アンモニア性窒素 (mg/L)		0.03	
	磷酸性磷 (mg/L)		0.019	
	濁度 (度)			
	電気伝導率 (μS/cm)		87.3	
	TOC (mg/L)			
硝酸性窒素 (mg/L)				
亜硝酸性窒素 (mg/L)				

喝水のため採水不能

第4章 調査データ

2 多摩川底生生物調査 (事業実施報告21頁のデータ)

分類		調査河川名	拝島橋上流			多摩大橋下流		
			夏期	冬期	年間	夏期	冬期	年間
			R2.7.9	R3.1.7		R2.7.9	R3.1.7	
水生昆虫	カゲロウ目		10	17	27	14	17	31
	トンボ目		0	0	0	1	0	1
	カワゲラ目		1	3	4	0	4	4
	ヘビトンボ目		0	0	0	0	0	0
	トビケラ目		9	11	20	5	9	14
	ハエ目		10	13	23	12	17	29
	コウチュウ目		3	0	3	3	1	4
	小 計		33	44	77	35	48	84
底生生物 その他の	扁形動物		0	1	1	1	0	1
	紐形動物		0	0	0	0	0	0
	線形動物		0	0	0	0	1	1
	軟体動物		1	0	1	0	0	0
	環形動物		0	2	2	1	1	2
	その他の節足動物		2	1	1	0	3	3
	小 計		3	4	0	2	5	7
種 数 合 計			36	48	84	37	53	90
個体数合計(25cm×25cm×1P)			229	4,406	4,635	365	791	1,156

生物学的水質判定結果 (令和2年度)

調査場所	拝島橋上流			多摩大橋付近		
	7月9日	1月7日	年度計	7月9日	1月7日	年度計
Beck-Tsuda法	os	os	os	os	os	os
汚濁指数法	os	os	os	os	os	os

(注) 水質階級

o s	:	貧腐水性水域 (きれいな水域)
β m	:	β -中腐水性水域 (わりあいきれいな水域)
α m	:	α -中腐水性水域 (汚れている水域)
p s	:	強腐水性水域 (とても汚れている水域)

第4章 調査データ

3 湧水調査 (事業実施報告24頁のデータ)

湧水量調査結果

調査場所			春期 (5月26日)			夏期 (9月16日)		
番号	名称	所在地	湧水量 (m ³ /日)	水温 (°C)	水素イオン濃度	湧水量 (m ³ /日)	水温 (°C)	水素イオン濃度
1	都営拝島団地下	拝島町5-13	測定不能			測定不能		
2	龍津寺	No.1 拝島町5-2	50.2	16.2	7.50	65.3	22.0	6.22
		No.2 "	37.6	17.1	7.18	129.0	21.5	6.30
		No.3 "	43.2	17.5	7.24	159.4	20.8	6.28
3	花井の井戸	拝島町4-16	測定不能	18.1	7.15	測定不能	21.7	6.45
4	拝島公園	No.1 拝島町1-10	湧水なし			湧水なし		
		No.2 "	2.6	18.3	7.55	13.4	21.5	6.71
		No.3 "	測定不能			測定不能		
		No.4 "	66.7	18.0	7.55	115.2	20.4	6.82
5	おねいの井戸	拝島町1-10	測定不能			測定不能		
6	拝島大師	拝島町1-6	3.9	18.0	7.12	11.5	20.2	6.38
7	諏訪神社	宮沢町2-35-23	120.5	17.9	7.49	3.8	20.4	6.79
8	個人住宅	宮沢町2-32	817.3	18.5	7.52	1136.8	20.0	6.54
9	熊野神社	中神町1-12-7	5.1	18.0	7.80	17.5	20.9	6.68
10	福巖寺	中神町1-3-3	湧水なし			湧水なし		
11	広福寺	福島町2-14-7	湧水なし			湧水なし		
12	井戸出の清水	福島町2-21	湧水なし			湧水なし		

調査場所			秋期 (12月2日)			冬期 (R3年2月12日)		
番号	名称	所在地	湧水量 (m ³ /日)	水温 (°C)	水素イオン濃度	湧水量 (m ³ /日)	水温 (°C)	水素イオン濃度
1	都営拝島団地下	拝島町5-13	湧水なし			湧水なし		
2	龍津寺	No.1 拝島町5-2	測定不能			測定不能		
		No.2 "	12.9	17.3	7.23	3.6	14.5	7.27
		No.3 "	5.8	17.1	7.31	1.0	14.1	7.77
3	花井の井戸	拝島町4-16	測定不能	14.2	7.11	測定不能	12.7	6.68
4	拝島公園	No.1 拝島町1-10	湧水なし			湧水なし		
		No.2 "	湧水なし			湧水なし		
		No.3 "	湧水なし			湧水なし		
		No.4 "	湧水なし			湧水なし		
5	おねいの井戸	拝島町1-10	測定不能			測定不能		
6	拝島大師	拝島町1-6	湧水なし			湧水なし		
7	諏訪神社	宮沢町2-35-23	測定不能			湧水なし		
8	個人住宅	宮沢町2-32	336.4	15.5	7.40	湧水なし		
9	熊野神社	中神町1-12-7	湧水なし			湧水なし		
10	福巖寺	中神町1-3-3	湧水なし			湧水なし		
11	広福寺	福島町2-14-7	湧水なし			湧水なし		
12	井戸出の清水	福島町2-21	湧水なし			湧水なし		

※ 平成27年度から、測定回数が年間4回となった。

※ 測定不能については、湧水量が少ないため。

※ 調査不能については、湧水部が確認できないため。

第4章 調査データ

湧水水質調査結果（龍津寺）

調査項目	調査年月	令和元年度				令和2年度			
		4月	6月	11月	1月	4月	6月	11月	1月
水素イオン濃度 (pH)		6.4	6.7	6.9	6.8	6.8	7.4	6.8	
大腸菌群数 (MPN/100mL)		49	70	70	23	49	33	49	
全窒素 (mg/L)		3.6	4.6	4.5	3.7	3.9	4.08	3.22	
全りん (mg/L)		0.076	0.031	0.057	0.037	0.050	0.061	0.057	
全シアン (mg/L)		—	<0.1	<0.1	—	—	<0.1	<0.1	
カドミウム (mg/L)		—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	
鉛 (mg/L)		—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	
六価クロム (mg/L)		—	<0.01	<0.01	—	—	<0.01	<0.01	
ヒ素 (mg/L)		—	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	
総水銀 (mg/L)		—	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	
ジクロロメタン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
四塩化炭素 (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
トリクロロエチレン (mg/L)		—	<0.0001	<0.0001	—	—	<0.0001	<0.0001	
テトラクロロエチレン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
ベンゼン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
チウラム (mg/L)		—	<0.0006	<0.0006	—	—	<0.0006	<0.0006	
シマジン (mg/L)		—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ (mg/L)		—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	
1,4-ジオキサン (mg/L)		—	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	
セレン (mg/L)		—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		3.19	3.39	4.18	3.31	3.40	3.03	2.77	
フッ素 (mg/L)		0.02	0.03	0.02	<0.02	<0.02	0.03	<0.02	
ホウ素 (mg/L)		0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	
塩化ビニルモノマー (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	

湧水のため採水不能

※ 大腸菌群数は、最確数法による。

※ VOCに関しては参考のために一部検出されたものの濃度を示しました。

第4章 調査データ

湧水水質調査結果（諏訪神社）

調査年月 調査項目	令和元年度				令和2年度			
	4月	6月	11月	1月	4月	6月	11月	1月
水素イオン濃度 (pH)	6.5	6.7	7.2	7	6.9	7.3	6.9	
大腸菌群数 (MPN/100mL)	70	79	49	49	79	79	33	
全窒素(mg/L)	6.57	6.4	5.1	6.6	5.46	5.88	6.24	
全りん(mg/L)	0.051	0.024	0.05	0.028	0.039	0.048	0.055	
全シアン(mg/L)	—	<0.1	<0.1	—	—	<0.1	<0.1	
カドミウム (mg/L)	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	
鉛 (mg/L)	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	
六価クロム (mg/L)	—	<0.01	<0.01	—	—	<0.01	<0.01	
ヒ素 (mg/L)	—	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	
総水銀 (mg/L)	—	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	
PCB (mg/L)	—	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	
ジクロロメタン (mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
四塩化炭素 (mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
トリクロロエチレン (mg/L)	—	<0.0001	<0.0001	—	—	<0.0001	<0.0001	
テトラクロロエチレン (mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
ベンゼン (mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	
チウラム (mg/L)	—	<0.0006	<0.0006	—	—	<0.0006	<0.0006	
シマジン (mg/L)	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ (mg/L)	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	
1,4-ジオキサン (mg/L)	—	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	
セレン (mg/L)	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	6.09	6.14	4.62	6.09	5.01	5.40	5.86	
フッ素 (mg/L)	<0.02	0.03	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
ホウ素 (mg/L)	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	
塩化ビニルモノマー (mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	

湧水のため採水不能

※ 大腸菌群数は、最確数法による。

※ VOCに関しては参考のために一部検出されたものの濃度を示しました。

第4章 調査データ

湧水水質調査結果（拝島大師）

調査項目	調査年月	令和元年度				令和2年度			
		4月	6月	11月	1月	4月	6月	11月	1月
水素イオン濃度 (pH)		6.6	6.7	7.1	湧水のため採水不能	6.8	7.4	6.9	湧水のため採水不能
大腸菌群数 (MPN/100mL)		79	110	49		79	33	70	
全窒素 (mg/L)		4.69	4.96	6.51		5.28	4.08	4.81	
全りん (mg/L)		0.02	0.03	0.035		0.044	0.061	0.058	
全シアン (mg/L)		—	<0.1	<0.1		—	<0.1	<0.1	
カドミウム (mg/L)		—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003	
鉛 (mg/L)		—	<0.002	<0.002		—	<0.002	<0.002	
六価クロム (mg/L)		—	<0.01	<0.01		—	<0.01	<0.01	
ヒ素 (mg/L)		—	<0.005	<0.005		—	<0.005	<0.005	
総水銀 (mg/L)		—	<0.0005	<0.0005		—	<0.0005	<0.0005	
PCB (mg/L)		—	<0.0005	<0.0005		—	<0.0005	<0.0005	
ジクロロメタン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
四塩化炭素 (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
トリクロロエチレン (mg/L)		—	<0.0001	<0.0001		—	<0.0001	<0.0001	
テトラクロロエチレン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
ベンゼン (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002	
チウラム (mg/L)		—	<0.0006	<0.0006		—	<0.0006	<0.0006	
シマジン (mg/L)		—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ (mg/L)		—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003	
1,4-ジオキサソ (mg/L)		—	<0.005	<0.005		—	<0.005	<0.005	
セレン (mg/L)		—	<0.002	<0.002		—	<0.002	<0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		4.11	4.54	6.09		4.81	4.54	4.31	
フッ素 (mg/L)		0.02	0.03	0.03		0.02	0.02	0.02	
ホウ素 (mg/L)		0.03	0.03	0.04		0.02	0.01	0.01	
塩化ビニルモノマー (mg/L)		—	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	<0.0002		

※ 大腸菌群数は、最確数法による。

※ VOCに関しては参考のために一部検出されたものの濃度を示しました。

第4章 調査データ

4 地下水揚水量調査（事業実施報告25頁のデータ）

事業所		平成30年度	令和元年度		令和2年度		井戸数 (本)
		揚水量(m ³ /年)	揚水量(m ³ /年)	割合(%)	揚水量(m ³ /年)	割合(%)	
工場	1	484,166	428,451	88.5	410,491	84.8	2
	2	56,909	73,302	128.8	75,968	133.5	2
	3	266,403	243,787	91.5	263,876	99.1	3
	4	130,558	106,323	81.4	43,700	33.5	1
	5	4,979	6,385	128.2	6,346	127.5	1
	6	126,489	156,242	123.5	184,749	146.1	4
	7	69,268	67,916	98.0	68,271	98.6	4
	8	休止中	休止中		休止中		1
	9	10,907	10,907	100.0		0.0	1
	10	休止中	休止中		休止中		1
	11	829	713	86.0	734	88.5	2
	12	89,620	71,730	80.0	43,200	48.2	2
	13	462,620	435,215	94.1	272,537	58.9	2
	14	休止中	2,602		2,286		1
	15	1,167	706	60.5	1,159	99.3	1
	16	休止中	612		休止中		1
	17	1,190	2,620	220.2	2,870	241.2	1
	18	1,766	1,196	67.7	1,174	66.5	1
小計		1,706,871	1,608,707	94.2	1,377,361	80.7	31
指定作業場	1	10,059	8,134	80.9	6,830	67.9	2
	2	休止中	休止中		休止中		1
	3	50,083	50,083	100.0	48,819	97.5	1
	4	12,745,610	12,614,690	99.0	12,771,150	100.2	20
	5	24	12	50.0	10	41.7	1
	6	休止中	休止中		休止中		1
	7	19,945	17,252	86.5	18,161	91.1	1
	8	休止中	休止中		休止中		1
	9	休止中	休止中		休止中		1
	10	1,044	1,047	100.3	1,095	104.9	1
	11	8,963	8,759	97.7	8,556	95.5	1
	12	1,849	1,565	84.6	1,539	83.2	1
	13	145,422	145,083	99.8		0.0	1
	14	休止中	休止中		休止中		1
	15	休止中	休止中		休止中		1
	16	休止中	休止中		休止中		1
	17	1,019	822	80.7	855	83.9	1
	18	休止中	休止中				1
	19	494	465	94.1	466	94.3	1
	20	1,387	1,953	140.8	1,851	133.5	1
	21	4,731	3,197	67.6	3,182	67.3	1
	22	2,056	2,056	100.0	2,056	100.0	1
	23	休止中	2,707				1
	24	3,016	3,038	100.7		0.0	1
	25	3,016	4,570	151.5		0.0	1
	26	1,673	2,845	170.1	2,554	152.7	1
	27	1,046	1,582	151.2	1,500	143.4	1
	28	1,188	789	66.4	790	66.5	1
	29	594	615	103.5	941	158.4	1
	30	12,326	11,834	96.0	11,709	95.0	1
	31	8,416	6,979	82.9	6,319	75.1	1
	32	11,543	608	5.3	166	1.4	1
	33		3,525		3,401		1
	34	200	36	18.0	112	56.0	1
	35	41			15	36.6	1
	36	15	20	133.3	12	80.0	1
	37	793	65	8.2	1	0.1	1
	38	982	553	56.3	892	90.8	1
	39	41,080	42,111	102.5	43,994	107.1	2
	40				127,704		3
小計		13,078,615	12,936,995	98.9	13,064,680	99.9	62
合計		14,785,486	14,545,702	98.4	14,442,041	97.7	94

第4章 調査データ

※ 井戸数は、令和元年度の数（揚水機の出力が300Wを超えるもの）であり、割合は、平成30年度の揚水量を100%とした比率です。揚水量は、各年1月から12月までの調査量です。

5 苦情処理（事業実施報告25頁のデータ）

ア 現象・年度別推移

（単位：件）

年度	現象													合計
	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他		
平成30年度	5	0	0	0	4	0	0	0	27	0	25	9	70	
令和元年度	5	0	1	0	6	0	0	0	25	2	14	6	59	
令和2年度	2	0	2	0	5	0	0	0	28	6	25	5	73	

イ 現象・月別苦情件数

（単位：件）

月	現象													合計
	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他		
4月											1		1	
5月					1								1	
6月			1		1				5		2	1	10	
7月					1				5		4	1	11	
8月	1								7	1	4		13	
9月									3	1	4		8	
10月			1						2		3		6	
11月	1								3	3	2	2	11	
12月											1	1	2	
1月											1		1	
2月					2				2		3		7	
3月									1	1			2	
合計	2	0	2	0	5	0	0	0	28	6	25	5	73	

第4章 調査データ

ウ 現象・用途地域別苦情件数

(単位：件)

現象 用途地域	ば い 煙	粉 じ ん	悪 臭	汚 水	騒 音	振 動	土 壤 汚 染	電 波 障 害	土 地 管 理	廃 棄 物	動 物 ・ 害 虫	そ の 他	合 計
住居地域	1		2		3				28	6	24	1	65
近隣商業地域											1	3	4
商業地域												1	1
準工業地域	1				2								3
工業地域													0
市街化調整区域													0
その他													0
合計	2	0	2	0	5	0	0	0	28	6	25	5	73

エ 現象・発生源別苦情件数

(単位：件)

現象 発生源	ば い 煙	粉 じ ん	悪 臭	汚 水	騒 音	振 動	土 壤 汚 染	電 波 障 害	土 地 管 理	廃 棄 物	動 物 ・ 害 虫	そ の 他	合 計
工場					1								1
指定作業場			1		1						2		4
建設作業					1								1
一般	2		1		2				28	6	23	5	67
合計	2	0	2	0	5	0	0	0	28	6	25	5	73

第4章 調査データ

6 化学物質の適正管理 (事業実施報告15頁のデータ)

市内で使用された化学物質ごとの移動量集計

(単位:kg/年)

適正管理化学物質名	V O C	届 出 件 数	使 用 量	製 造 量	製 品 と し て の 出 荷 量	環 境 へ の 排 出 量				事 業 所 外 へ の 移 動 量		
						環 境 へ の 排 出 量	大 気	公 共 用 水 域	そ 他	事 業 所 外 へ の 移 動 量	廃 棄 物	廃 水 (下 水 道)
アセトン	○	3	55,660	0	0	3,340	3,340	0	0	524	524	0
亜鉛の水溶性化合物		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イソプロピルアルコール	○	4	4,800	0	0	3,710	3,710	0	0	1,184	1,184	0
塩酸		2	36,100	0	0	0	0	0	0	2,100	2,100	0
キシレン	○	11	751,500	0	732,000	5,651	5,651	0	0	850	850	0
クロム及び三価クロム化合物		1	350	0	20	0	0	0	0	930	920	6
六価クロム化合物		3	530	0	265	0	0	0	0	111	111	0
酢酸エチル	○	2	3,020	0	0	2,520	2,520	0	0	510	510	0
酢酸ブチル	○	3	11,670	0	0	9,840	9,840	0	0	2,330	2,330	0
シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化物)		1	460	0	0	0	0	0	0	150	150	0
ジクロロメタン	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
硝酸		3	16,690	0	52	0	0	0	0	5,606	5,600	6
テトラクロロエチレン	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トリクロロエチレン	○	4	52,500	0	0	46,200	46,200	0	0	7,770	7,770	0
トルエン	○	13	1,735,100	0	1,690,000	21,065	21,065	0	0	8,766	8,766	0
ニッケル		1	420	0	420	0	0	0	0	0	0	0
ニッケル化合物		1	250	0	0	0	0	0	0	190	190	1
フェノール	○	1	8,800	0	0	0	0	0	0	36	36	0
ふっ化水素及びその水溶性塩		2	680	0	170	0	0	0	0	307	297	7
ヘキサン	○	8	499,000	0	484,000	810	810	0	0	0	0	0
ベンゼン	○	8	93,300	0	92,000	77	77	0	0	0	0	0
メタノール	○	4	54,110	0	0	6,840	6,840	0	0	2,870	2,870	600
メチルイソブチルケトン	○	2	2,450	0	0	2,050	2,050	0	0	400	400	0
メチルエチルケトン	○	1	8,100	0	0	4,600	4,600	0	0	450	450	0
硫酸		4	75,000	0	0	0	0	0	0	12,780	12,780	0
ほう素及びその化合物		1	2,300	0	1,800	2	2	0	0	510	510	0
鉛及びその化合物		2	260	0	183	0	0	0	0	52	52	0
ホルムアルデヒド	○	1	710	0	0	71	71	0	0	1	1	0
クロロホルム	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ふっ化水素		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無電解ニッケル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5章 参考資料（環境基準など）

1 大気について

大気汚染の原因物質には、次ページのものなどがあり、工場・事業場・一般家庭などの「固定発生源」と、自動車・航空機・船舶などの「移動発生源」から排出されます。近年は、固定発生源に対する規制が強化され、かなり改善されました。

また、平成15年度の東京都の大気汚染状況の測定結果を見るとディーゼル車規制が開始されたことに伴い、浮遊粒子状物質による大気汚染が大幅に改善されました。

☆ 大気汚染に係る評価方法と環境基準

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があり、二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質については両方の方法、二酸化窒素長期的評価、光化学オキシダントは短期的評価が定められています。

なお、環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が常時生活していない地域又は場所以外の区域を対象としたものです。

(1) 短期的評価

連続する24時間における1時間値の平均値と、各1時間値または8時間平均値とを環境基準と比較して、2つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。

(2) 長期的評価

① 二酸化窒素

年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と比較して評価します。

② 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合には7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価します。

(①・②とも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができません。また有効日数とは、1日の有効測定時間が20時間以上の日数を言います。)

第5章 参考資料

大気の汚染に係る環境基準

(環境基準=環境基本法に基づき、人の健康を保護するうえで、維持することが望ましい基準)

物質名	環境上の条件	発生源等
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	硫黄酸化物(SO _x)の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生します。無色・刺激性のある気体で、慢性気管支炎、ぜんそくなどを引き起こします。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	大気中に浮遊している微粒子のうち、10 μm(100分の1mm)以下のもので、多くはディーゼル車から排出されます。呼吸器に沈着し、呼吸器疾患などを起こします。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	燃料などの不完全燃焼によって発生します。工場・事業場からも排出されますが、主に自動車から排出されています。頭痛やめまいなどの症状があらわれます。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	燃料の燃焼に伴って工場・自動車などから排出されたNO(一酸化窒素)が大気中でNO ₂ (二酸化窒素)になります。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因になります。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物質の総称で、光化学スモッグの原因となるほか、眼・喉の炎症や、植物への被害などを起こします。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	基礎的な化学原料として広く使われています。麻酔作用のほか、慢性症状としては、造血機能の障害、発ガン性などが認められています。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	金属機械部品の洗浄、塗料のシンナー、羊毛の脱脂洗浄などに使われます。皮膚への刺激作用、神経障害、肝腎臓障害などを起こします。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	ドライクリーニングなどで使われます。皮膚への刺激作用、肝機能障害、頭痛、黄疸のほか、発ガン性の疑いもあります。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	不燃性、非引火性で、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離材、エアゾルの噴射剤などに使われています。急性症状として中枢神経に対する麻痺作用及び目への刺激などがあり、慢性症状として皮膚の刺激及び発がん性の疑いが指摘されています。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	PM _{2.5} などの粒子状物質の発生源としては、ボイラー等のばい煙を発生する施設、自動車、船舶等の移動発生源、塗装や印刷等のVOCを発生させるものなど、多種多様な人為起源があります。また、自然起源としては、火山や黄砂の他に、植物から蒸発するVOCなどもあります。

2 騒音・振動について

☆ 騒音

騒音とは、「好ましくない音」「不必要な音」の総称であり、同じ音でも好ましくないという人もいれば、気にならないという人もいます。

多くの人が騒音とする音として、次のようなものがあげられます。

- ① 概して大きい音
- ② 音色の不愉快な音
- ③ 音声聴取を妨害する音
- ④ 休養や安眠を妨害する音
- ⑤ 勉強や事務の能率を低下させる音

また、騒音の発生源には、工場・事業場、建設工事及び、自動車・鉄道・航空機などの交通機関がありますが、近年、幹線道路沿道の騒音が大きな問題となっています。

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも、周波数の高低により異なった強さの音に聞こえることがあります。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定します。測定した数値を騒音レベルといい、単位として「デシベル（dB）」が使われます。

騒音の基準には、環境基本法に基づく環境基準、東京都環境確保条例に基づく規制基準、さらに騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める環境省令（要請限度）等があります。

☆ 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づいて、騒音に関する「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基準）が定められています。

騒音に係る環境基準（H10.9.30 環境庁告示第64号）（単位：デシベル）

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	清瀬市の区域のうち、松山3丁目1番、竹丘1丁目17番、竹丘3丁目1番から3番まで及び竹丘3丁目10番の区域		50dB以下	40dB以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途の定めのない地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60dB以下	50dB以下
		車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

※ この基準は航空機騒音、建設作業騒音には適用しません。

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表のとおりです。

第5章 参考資料

幹線道路近接空間に関する特例

昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70 dB以下	65 dB以下
<p>※ 「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2車線以下の車線を有する道路 15m ・ 2車線を超える車線を有する道路 20m <p>個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）にすることができる。</p>	

☆ 自動車騒音 要請限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令」で、一般に「要請限度」とよばれています。自動車騒音がこの値を超えていて、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

区域	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65dB	55dB
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70dB	65dB
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	近接区域	75dB	70dB
b区域	第1種住居地域	1車線	65dB	55dB
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上 近接区域	75dB	70dB
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75dB	70dB

備考1 測定評価の地点

(1) 道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。

(2) 道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて住居等が立地している場合は、住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。

2 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。

3 騒音の測定方法は、原則としてJIS Z8731に定める騒音レベル測定法による。

4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

5 騒音の大きさは、原則として測定した値を、3日間の全時間を通じて時間の区分ごとにエネルギー平均した値とする。

参考1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

第5章 参考資料

☆ 自動車騒音 常時監視

騒音規制法第18条第1項の規定により、都道府県知事は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならないこととなっています。平成24年度より「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、常時監視は都道府県知事及び市が行うこととなりました。

また、この事務は全国の騒音状況を継続的・統一的に把握し、環境基準等の設定及び達成状況の把握、自動車単体規制の強化等の国の自動車騒音対策の基礎資料を得るとともに、市においても問題地域の把握や、騒音対策を実施していくためにも必要な事務でもあります。

なお、測定結果は同法第19条の規定により都道府県知事が公表することとなっています。

評価対象：道路交通センサスを基に環境省が指定した区間において、1年間を平均する日の24時間の道路交通騒音、車速、交通量の調査を行い、当該区間の騒音レベルを評価する。

☆ 航空機騒音

当市は、横田飛行場の飛行コース直下に位置しているため、航空機騒音によって市民生活や街づくりに大きな影響を与えています。市では、拝島第二小学校に固定局を設置し、年間を通じ航空機騒音測定を継続しています。

また、平成25年4月より、航空機騒音に係る環境基準が、旧来の基準であるWECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）からLden（時間帯補正等価騒音レベル）に変更になりました。

地域の類型	基準値	旧基準値
I（移動局）	57 d B以下	70WECPNL以下
II（拝二小）	62 d B以下	75WECPNL以下

☆ 近隣騒音

生活様式が変化したことによって、音響機器、冷暖房機器などの使用による一般家庭の騒音や飲食店、大型店などの深夜営業に伴う騒音などが問題になっています。

たとえば一般家庭から出てくる騒音には、エアコン、ピアノ、テレビ、ステレオ、ドアの開け閉めの音、夜おそくのシャワー、洗濯機を使う音、床の上で跳びはねる音、ペットのなき声などがあげられます。これらの音は、自分の知らないうちに近所の迷惑となっていることがあります。

カラオケ騒音に関する制限

○ カラオケ等の使用規制（東京都環境確保条例第131条）

飲食店営業及び喫茶店営業での、午後11時から翌日の午前6時までカラオケ等の使用禁止。（音が外部に漏れない場合を除く）なお、住宅・病院等から50m（商業地域にある住宅等からは20m）以上離れた場所に発生源がある場合は適用除外とします。

○ 深夜の営業等の禁止（東京都環境確保条例第132条）

深夜（午後11時から翌日の午前6時）の営業が制限されています。対象は飲食店営業、喫茶店営業及びガソリンスタンドなどです。対象地域は、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居専用地域、準住居地域及びこれらの周囲20m以内の区域です。

第5章 参考資料

☆ 振動

公害としての振動は、「不快な振動、好ましくない振動」のことで、騒音と同様に主観的要素によるところがあります。たとえば乗用車や電車に乗ったときの振動はかなり大きなものですが、ほとんどの人は不快に感じません。しかし、工場や建設工事に伴う振動は小さいものであっても不快に感じます。

振動の原因は、鍛造、プレス、印刷工場などの機械の稼働、建設工事や大型車両の通行などですが、そのほとんどの場合、騒音の発生を伴います。

また、最近では、人間の耳に聴きとれないほど低い周波数の空気振動による被害が発生しています。これは、工場の特殊な機械や道路橋などから発生し、建物の窓や戸がガタガタ振動したり、頭痛、イライラ、耳鳴りなどの身体的影響がみられることもあります。

工場・指定作業場等別に定めのあるものを除き、下表の基準を超える振動を発生させてはならないことになっています。なお、振動の単位はデシベル（dB）を使用します。

振動の規制基準（東京都環境確保条例 第136条 別表13二）（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	
		敷地の境界における振動の大きさ	
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
		60dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間(8時～20時)	夜間(20時～8時)
		65dB	60dB

1 学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれ上欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

2 第2種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第2種区域の基準が適用される。

道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第16条及び同施行規則第12条（別表第2））（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	
		敷地の境界における振動の大きさ	
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
		65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間(8時～20時)	夜間(20時～8時)
		70dB	65dB

第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。

3 光化学スモッグについて

光化学スモッグは、自動車や工場などから排出された窒素酸化物などが、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こしてできたもの（二次的汚染物質）が大気中にたまって、白くモヤがかかったような状態になっていることをいいます。

日差しが強く風が弱い夏の日に発生しやすく、目がチカチカしたり、のどの痛み・息苦しさ・頭痛などの症状を引き起こすことがあります。

東京都は、都内全域を区東部・区西部・区南部・区北部・多摩中部・多摩西部・多摩南部及び多摩北部の8地域に分けて、オキシダント濃度の測定を行っており、昭島市は多摩中部に属しています。

発令基準	
区分	オキシダント濃度
学校情報	0.10ppm以上が継続
注意報	0.12ppm以上が継続
警報	0.24ppm以上が継続
重大緊急報	0.40ppm以上が継続

※光化学オキシダントとは…

光化学スモッグのうち、酸化性物質（二酸化窒素は除く）のこと。

この濃度が高まると、光化学スモッグ濃度も高まります。

4 水質について

河川・海域等は、多少の汚れであれば「自浄作用」によって、もとのきれいさを取り戻します。しかし、現在、排出される産業排水や生活排水は膨大な量です。そのうえ地面舗装による土壌の浄化作用の低下、ダム建設による流量の減少、護岸工事等による自然環境の変化なども重なって、川の持つ自浄能力が追いつかない状況です。加えて重金属類など自然の自浄能力が及ばない物質も排出されるようになってしまいました。そこで、排出源への規制や生活排水の処理だけではなく、以下のように環境基準を設けて水質の監視を行っています。

なお、市内を流れる多摩川は、拝島橋より上流はA類型、下流はB類型（平成13年4月よりC類型からB類型へ格上げされた）です。

第5章 参考資料

☆ 水質汚濁に係る環境基準

河川（湖沼を除く）における生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	

※ 基準値は、日間平均値としています。

- ※ 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級 : ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ・フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊な浄水操作を行うもの
- 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

※ 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、この基準に準じます。

第5章 参考資料

〔用語説明〕

水素イオン濃度 (pH)	水の酸性・アルカリ性を示す指標。pH7が中性で、7より小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の汚濁物質が微生物により酸素分解されるために必要とされる酸素量で、数値が高いほど川は汚れていることとなります。魚の生育環境としては5mg/L以下が望ましく、悪性発生限界は10mg/Lであるといわれています。
浮遊物質量 (SS)	水中に浮かび、ただよっている物質の量です。これが多いと光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚介類にも悪影響を及ぼします。
溶存酸素量 (DO)	水中にとけている酸素量です。酸素量が少ない川では魚介類が生存できなくなります。比較的生命力の強いコイ、フナ等でも5mg/L以上が望ましいといわれています。
大腸菌群数	水中から多量に検出された場合は、生し尿が混入している可能性があり、赤痢、コレラなどの病原菌細菌が存在する危険性があります。
カドミウム	メッキ、顔料、電池などで使用されています。人体への影響としては、肺気腫、腎障害、肝臓障害をもたらしたり、また、歯ぐきに黄色の着色を示したり、嗅覚を失うような場合があります。
全シアン	電気メッキ工場、熱処理工場などで使用されています。人体への影響は、数秒ないし数分程度で中毒症状があらわれ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん等を起こし死亡することがあります。
鉛	さびにくさ、加工のしやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されています。人体への影響としては、貧血や中枢神経等への影響があります。
六価クロム	電気メッキ工場、顔料製造工場などで使用されているほか、冷却水の腐食抑制剤としても使われています。人体影響としては、鼻炎、咽喉炎、鼻中隔穿孔、臓器障害などがあげられます。
ヒ素	半導体の原料、医薬品、農薬、防腐剤などに使われます。皮膚の色素沈着、下痢、便秘などがあります。
総水銀	有機水銀化合物、無機水銀化合物などすべての形態の水銀の総量をいいます。化学製品製造、医薬品などに用いられます。水銀化合物中には昇こう(HgCl ₂)のように強い毒性を持つものがあります。また、慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られます。
PCB	熱や酸・アルカリに対して強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に広く利用されてきました。人体への影響としては、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあります。
ジクロロメタン	塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、麻酔作用や中枢神経障害が知られています。
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害が知られています。
トリクロロエチレン	金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出に用いられます。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。
テトラクロロエチレン	ドライクリーニング、溶剤として用いられています。人体影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。
ベンゼン	染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の合成原料、溶剤、抽出剤等に広く用いられています。人体への影響としては、白血病、再生不良性貧血等があります。
1,4-ジオキサン	有機合成反応用溶媒の他、種々溶剤(トランジスター、合成皮革、塗料、塩素系溶剤など)として用いられます。人体への影響としては、高濃度の吸入又は飲み込みによって、中枢神経系、肝臓、腎臓、肺への影響等があります。

5 底生生物調査について

水生生物を使った調査方法には、底生生物・付着藻類・魚類など多くの水生生物が用いられます。これらの方法は、長期的・複合的な水質の状態を通して直接理解できること、分析機器を必要としないことなどから、理化学的方法にはない利点をもっています。

なかでも底生生物を用いた調査方法は、目に見える生物を対象としていることから実感として分かりやすいため、市の調査に採用しています。一般に清潔な河川における生物は多種多様であり、個体数もバ

第5章 参考資料

ランスのとれた数値を示します。特に底生生物では、水質判定を行ううえで最も重要な水生昆虫の蜉蝣目（カゲロウ目）、毛翅目（トビケラ目）などが数多く出現します。

6 湧水について

雨水が地下にしみ込んで地下水となり、崖や谷間から流れ出たものを湧水といいます。一般に夏から秋が豊水期、冬が渇水期といわれています。

都内全体を見ても、水量の多い湧水は数えるほどしかなく、渇水期の水量も低下傾向が続いています。

これは、都市化に伴い雨水が地下に浸透しにくくなったこと、トンネルや大きなビルなどの地下建造物が地下水の流れを遮断していること、などが原因と考えられます。さらに悪いことには、開発によって湧出地点がなくなってしまうケースも増えています。

しかし、湧水を水源とする流れには、①魚類等が生息して身近に親しめる水辺環境となる、②池や川にきれいな水を供給する水源となる、③緑に水を与える、④都市に残された自然水であり、⑤緊急時には特に貴重となる、など湧水はとても大切なものです。

7 地下水揚水の規制について

昭和46年以降は、吐出口の断面積が21cm²を超える動力を用いる地下水揚水施設は、新設することができなくなりました。また、吐出口の断面積が21cm²以下であっても、新設の場合は400m～650mも掘削せねばならず、新設は困難になっています。

また、昭和46年以前に設置された吐出口の断面積が21cm²を超える地下水揚水施設に対しては、揚水状況を把握するため、水量測定器を設置して地下水の揚水量を記録するとともに毎年報告することを設置者に義務づけています。また、東京都環境確保条例の施行により、平成13年度以降、揚水機の出力が300Wを超える施設について、年1回の揚水量報告が義務付けられましたが、平成28年7月1日付けの条例施行規則の改正により、出力に係わらず動力を用いる全ての揚水施設が規制及び報告の対象になりました。

8 工場・指定作業場等について

☆ 法律に基づく事務

騒音規制法

- | | |
|------------|--|
| (1) 特定施設 | 設置・変更等の届出受理（6条、7条、8条、10条、11条3項）
計画変更勧告（9条）
改善勧告及び改善命令（12条1項・2項）
必要事項報告徴集・立入検査（20条）
電気事業法・ガス事業法の定める特定施設に関する届出・通知受理（21条2項・4項）及び措置要請（21条3項） |
| (2) 特定建設作業 | 実施届の受理（14条1項・2項）
改善勧告及び改善命令（15条1項・2項）
必要事項報告徴集・立入検査（20条） |
| (3) その他 | 道路周辺生活環境についての措置要請ほか（17条1項・2項）
指定地域の騒音測定（21条の2） |

振動規制法

事務内容は、騒音規制法に準じます。

- | | |
|----------|---|
| ※ 特定施設 | 工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設であって、政令で定めるもの。 |
| ※ 特定建設作業 | 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、政令で定めるもの。 |

第5章 参考資料

悪臭防止法

工場その他の事業場に対する改善勧告及び改善命令(8条)

☆ 特定工場数

金属加工機械、大型送風機などの著しい騒音を発生する施設や、著しい振動を発生する施設を「特定施設」といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を「特定工場」として騒音規制法及び振動規制法で規制の対象としています。

騒音規制法に基づく特定工場	201
振動規制法に基づく特定工場	135

※ 令和3年3月31日現在

☆ 東京都環境確保条例に基づく認可工場数及び指定作業場数

認可工場数

業 種	認可工場数	
製 造 業	食料品製造業	49
	飲料・飼料・たばこ製造業	3
	繊維工業	3
	衣服・その他の繊維製品製造業	9
	木材・木製品製造業	28
	家具・装備品製造業	22
	パルプ・紙・紙加工品製造業	4
	出版・印刷・同関連産業	12
	化学工業	3
	プラスチック製品製造業	9
	ゴム製品製造業	1
	窯業・土石製品製造業	9
	非鉄金属製造業	0
	金属製品製造業	46
	一般機械器具製造業	40
	電気機械器具製造業	33
	情報通信機械器具製造業	9
	電子部品・デバイス製造業	15
	輸送用機械器具製造業	37
	精密機械器具製造業	12
その他の製造業	8	
電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業	電気業	4
	ガス業	3
	水道業	0
サ ー ビ ス 業	学術・開発研究機関	1
	洗濯・理容・美容・浴場業	10
	廃棄物処理業	7
	自動車整備業	51
	機械等修理業	2
	その他の事業サービス業	2
そ の 他	4	
合 計	436	

※ 令和3年3月31日現在（東京都から委任されていない留保工場を含む。）

第5章 参考資料

指定作業場数

業 種	指定作業場数
自動車駐車場	292
自動車ターミナル	15
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド	20
自動車洗車場	8
ウェストスクラップ処理場	4
廃棄物の積替え又は保管場所	5
材料置場	22
畜舎	11
青写真の作成の用に供する施設を有する事業場	1
めん類製造場	17
豆腐又は煮豆製造場	16
洗濯施設を有する事業場	45
し尿処理施設を有する事業場	1
下水処理場	1
暖房用熱風炉を有する事業場	3
ボイラーを有する事業場	28
ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関を有する事業場	3
焼却炉を有する事業場	2
冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150㎡を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの	1
病院(病床数300以上を有するものに限る)	2
科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	3
合 計	500

※ 令和3年3月31日現在(東京都から委任されていない留保指定作業場を含む。)

工場・事業場騒音は、工場等で使用されるプレス機械、鍛造機、コンプレッサー、切断機などを作動することにより発生する衝撃音、摩擦音等が複合され、工場等から外部に出されるものですが、その大きさは、機械の所有動力、形式、工場建物の構造、作業方法により大きく異なり、これらの機械を使用する市内の工場は、小規模工場が多く、住宅と商店と混在しているのが特徴となっています。

騒音については、工場認可、指定作業場の届出、あるいは立入調査の際に随時指導しています。しかし、市内には、中小の企業が多く、それを取り巻くように住宅化が進み、住工混在となっていることが、騒音苦情の主因と考えられます。

9 化学物質の適正管理について

東京都環境確保条例により、年間100kg以上の下記の適正管理化学物質を取り扱う事業者は、使用量等の報告、化学物質管理方法書の作成、提出が義務づけられています。

適正管理化学物質

1	アクロレイン	31	スチレン
2	アセトン	32	セレン及びその化合物
3	イソアミルアルコール	33	チウラム
4	イソプロピルアルコール	34	チオベンカルブ
5	エチレン	35	テトラクロロエチレン
6	塩化スルホン酸	36	1,1,1-トリクロロエタン
7	塩化ビニルモノマー	37	1,1,2-トリクロロエタン
8	塩酸	38	トリクロロエチレン
9	塩素	39	トルエン
10	カドミウム及びその化合物	40	鉛及びその化合物
11	キシレン	41	ニッケル
12	クロム及び三価クロム化合物	42	ニッケル化合物
13	六価クロム化合物	43	二硫化炭素
14	クロルピクリン	44	砒素及びその無機化合物
15	クロロホルム	45	P C B
16	酢酸エチル	46	ピリジン
17	酢酸ブチル	47	フェノール
18	酢酸メチル	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
19	酸化エチレン	49	ヘキサン
20	シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物）	50	ベンゼン
21	四塩化炭素	51	ホルムアルデヒド
22	1,2-ジクロロエタン	52	マンガン及びその化合物
23	1,1-ジクロロエチレン	53	メタノール
24	1,2-ジクロロエチレン	54	メチルイソブチルケトン
25	1,3-ジクロロプロペン	55	メチルエチルケトン
26	ジクロロメタン	56	有機燐化合物（E P Nに限る）
27	シマジン	57	硫酸
28	臭素化合物（臭化メチルに限る。）	58	ほう素及びその化合物
29	硝酸	59	1,4-ジオキサン
30	水銀及びその化合物		

第5章 参考資料

10 特定建設作業について

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、法令で定めるものをいいます。特定建設作業には、以下のような基準があり、施工をする場合、作業の開始日の7日前までに届け出る義務があります。

(1) 騒音規制法の特定建設作業にかかる基準

特定建設作業の種類		敷地境界における音量 dB	作業時間		一日における延作業時間		同一場所における連続作業時間		日曜・休日における作業	
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域
くい打設作業	くい打ち機(もんけんを除く)くい抜き機又はくい打くい抜き機(圧入式くい打くい抜き機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	85	午前7時 ～ 午後7時	午前6時 ～ 午後10時	10 時間 以内	14 時間 以内	6日以内	禁止		
ちびよう打等作業	びよう打機を使用する作業									
破碎作業	削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)									
掘削作業	バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上)、ブルドーザ(原動機の定格出力が40kW以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。)									
空気圧縮機を使用する作業	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)									
コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)									
適用除外項目	災害その他非常事態緊急作業		○		○		○		○	
	生命・身体危険防止作業		○		○		○		○	
	鉄道の正常運行確保		○						○	
	道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合		○						○	
	変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合								○	

第5章 参考資料

(2) 振動規制法の特定建設作業に係る基準

特定建設作業の種類		敷地境界における音量 dB	作業時間		一日における延作業時間		同一場所における連続作業時間		日曜・休日における作業	
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域
くい打設作業	くい打ち機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)、又はくい打ち機(圧入式くい打ち機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。))を使用する作業	75	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内	禁止		
破碎作業	ブレーカー(手持ち式のものを除く。))を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 午前7時～午後9時	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 午前6時～午後11時						
建設物の解体破壊作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 塗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		道路交通法に規定する交通規制が行われている場合	道路交通法に規定する交通規制が行われている場合						
作業時間等の適用除外項目	災害その他非常事態緊急作業		○		○		○		○	
	生命・身体危険防止作業		○		○		○		○	
	鉄道の正常運行確保		○						○	
	道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合		○						○	
	変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合								○	

〔地域の区分〕

1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域

* 作業音が基準値を超え周囲の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、騒音又は振動の防止法を改善し、又は1日における延作業時間を最小限4時間までに短縮することができます。

* この基準は、作業を開始した日に終わる特定建設作業には適用しません。

11 燃料用重油の硫黄分含有率の基準について

燃料用重油の硫黄分含有率の基準(東京都環境確保条例 第69条)

使用量の区分(1日)	硫黄分含有率(重量比%)	
	既設基準 (昭和51年8月1日に設置)	新設基準 (昭和51年8月1日以後設置)
300L以上500L未満	1.0以下	0.8以下
500L以上2000L未満	1.0以下	0.8以下
2000L以上	0.8以下	0.5以下

12 ダイオキシン類について

ダイオキシン類は、物が燃えるときに副産物としてできてしまう塩素を含む化学物質です。金属の精錬、紙の塩素漂白、農薬製造でも発生しますが、多くは廃棄物を焼却するときに発生しているといわれています。そこで、国や都は、ダイオキシン類の排出を抑制するため、廃棄物焼却施設に対する規制などを行っています。

ダイオキシン類に係る環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法 第7条）

媒体	基準値	測定方法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質	1pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312に定める方法
土 壌	1000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
底質土壌	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- 備考
- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 - 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
 - 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

TEF（毒性等価係数）とは

ダイオキシン類には、29種類に毒性がありますが、それらの毒性の強さは同じではありません。このため、ダイオキシンの影響を比較したり評価したりするときには、毒性の強さの表し方を統一しておく必要があります。

そこで、もっとも毒性が強いとされている「2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン(TeCDD)」の毒性を1とした場合に、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算したTEF(Toxic Equivalency Factor毒性等価係数)を定めています。

たとえば、1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシン(HxCDD)のTEFは0.1ですから、毒性の強さは、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシンの10分の1ということになります。

TEFは、1997年WHO(世界保健機構)より提案され、1998年に専門誌に掲載されたものが使われます。

TEQ（毒性等量）とは

ダイオキシン類の濃度を調べるとき、化合物によって毒性の強さが違うと評価が非常に難しくなります。そこで、測定した化合物の濃度にTEF(毒性等価係数)を掛け、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン(TeCDD)の量に換算して表します。これがTEQ(Toxic Equivalents毒性等量)です。

たとえば、測定した1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシン(HxCDD)の濃度が10ピコグラムなら、TEQはTEF0.1を掛けた1ピコグラムとなります。

一般的にダイオキシン類の濃度を表すときは、このTEQに換算した数値を使います。例えば、水質であれば1pg-TEQ/L、大気であれば1pg-TEQ/m³、土壌、底質であれば1pg-TEQ/gというように表します。

13 昭島市環境方針

昭島市環境方針

1 基本理念

昭島市は、多摩川や地下水に象徴される豊かな自然の恵みを受けています。一方、私たちの社会活動による自然環境への負荷が、今日深刻な問題となっています。

こうした環境問題に積極的に取り組むため、「美しい水と緑を将来の世代に」を望ましい環境像とし、人と自然が共生して、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指します。

その具体的な足がかりとして、昭島市は、環境マネジメントシステムを基本的なしくみに位置付け、事務事業における環境への配慮を進めると共に、全職員および市域全体が一丸となりオール昭島として環境に配慮した取組を推進していきます。

そのため、基本方針を次のとおり定めます。

2 基本方針

(1) 水と自然を大切にします

地下水、崖線、動植物などの自然環境を大切にします。

(2) 緑とふれあう文化のまちにします

緑を守り育て、まちの文化としてもとらえて保全していきます。

(3) 健康な暮らしを守ります

環境汚染の防止に努め、生活環境を保全します。

(4) 地球にかかる負担を少なくします

省エネルギー、創エネルギー、省資源・リサイクル、ごみ減量を推進し、地球温暖化対策に取り組み、持続可能な社会の実現を目指します。

(5) 環境を学びみんなで取り組みます

市民や事業者ならびに他市と連携し、環境を大切にする人づくりや活動を推進します。

以上の取組については、環境保全に関する法令や約束を遵守し、環境目的・目標を定め、環境マネジメントシステムの定期的な見直しにより、継続的な改善を進めます。

平成30年3月1日

昭島市長 

14 昭島市グリーン購入指針

(1) 趣旨

グリーン購入とは、製品の原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境への負荷の少ない製品やサービス（以下「環境物品」という。）を優先的に購入することである。本市では、「昭島市庁内エコプラン」（平成10年7月）に始まり、「昭島市環境基本計画」や「昭島市地球温暖化対策実行計画」（平成14年3月）及びこれらの計画を効率的かつ効果的に推進していくために導入した環境マネジメントシステム（平成15年9月）により、環境物品等について一定の基準を定めてきた。

市が率先して環境物品等を調達し、グリーン購入をより一層推進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、「昭島市グリーン購入指針」を定める。

(2) 適用範囲

本指針の適用範囲は、本市の全ての組織とする。

(3) 物品等の選択基準

物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性和適正量を十分に検討し、調達総量をできるだけ抑制するとともに、価格や品質等に加え、次に掲げる事項に配慮し、資源採取から廃棄に至る物品のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した製品を選択して購入する。

【製造段階での配慮事項】

- ① 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ② 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

【使用段階での配慮事項】

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 包装等が過剰でないこと。
- ③ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。

【廃棄段階での配慮事項】

- ① 長期間の使用、再使用、リサイクルが可能であること。
- ② 廃棄する際に処理や処分が容易であること。

【その他の配慮事項】

- ① エコマーク、国際エネルギースターロゴ等の環境ラベルが付いていること。

第5章 参考資料

(4) 対象分野及び調達目標

本指針の環境物品等の対象分野及び昭島市グリーン購入ガイドラインに定めた分野ごとの特定調達物品等の調達目標は、次のとおりとする。

	分 野	調 達 目 標
1	紙類	全ての分野について100%
2	文具類	
3	オフィス家具	
4	OA機器	
5	家電製品	
6	照明	
7	自動車	
8	制服・作業服・作業手袋	
9	インテリア・寝装寝具	
10	納入印刷物	

(5) 推進体制

グリーン購入の確実な推進を図るための推進体制は、環境マネジメントシステムに規定する体制とする。なお、環境マネジメントシステムの対象でない組織についても、環境マネジメントシステムに規定する体制に準じた取扱いとする。

(6) 購入実績の把握及び公表

環境マネジメントシステムに規定するグリーン購入の総括部署及び事務局は、本指針に基づき、分野ごとの購入実績を把握し、公表する。

(7) 指針の見直し

本指針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行う。

(8) 施行時期

本指針は、平成19年4月1日から施行する。

第5章 参考資料

15 公共施設環境配慮対策一覧

施設の名称	環境配慮対策				
	緑化等	雨水利用等	新エネルギー等	備考	所管課
本庁舎	屋上緑化 562 m ²	雨水貯留槽 400 m ³ 地下湧 水の中水利 用	市民ロビーLED 照明 市民ホール LED 照明 正面玄関 LED 照 明 ソーラースタン ド設置（正面玄 関前）	電気自動車用 急速充電設備	契約管財課 環境課
昭和町分室			青少年交流セン ター他 LED 照明		契約管財課
市民交流センター	壁面緑化（朝顔）				生活コミュ ニティ課
松原町コミュニティ センター	壁面緑化（ピクセルポ ット方式） 駐車場緑化	雨水貯留槽 （24m ³ ）	太陽光発電 5kW 太陽熱利用3.8kW		生活コミュ ニティ課
勤労商工市民センタ ー					産業活性課
保健福祉センター		雨水貯留槽 200 m ³ 再利 用貯留槽 70 m ³ （トイ レ・噴水）	太陽光発電 10kW	電気自動車用 急速充電設備	健康課
子育てひろば ほりむこう	壁面緑化（朝顔・ゴー ヤ・ふうせんかずら）				子ども子育て 支援課
子育てひろば なしのき	壁面緑化（朝顔・ゴー ヤ）				子ども子育て 支援課
児童センター		雨水タンク （トイレ）	太陽光採光シス テム		子ども 育成課
エコ・パーク	壁面緑化（ムベ）		ソーラーLED 園 内灯	駐車場に透水 性舗装、園路 ウッドチップ 舗装	ごみ対策課
環境コミュニケーシ ョンセンター	屋上緑化 壁面緑化（ゴーヤ）	雨水貯留槽 30 m ³ 、再利 用水貯留槽 70 m ³ （トイ レ、消火 栓、散水）	太陽光発電 20kW、ハイブリ ッド LED 街灯、 ソーラーLED 街 灯、コジェネレ ーションシステ ム、エコアイス		ごみ対策課
清掃センター	壁面緑化（ゴーヤ・朝 顔）	雨水貯留槽 90 m ³ 焼却施 設排ガス冷 却に使用		焼却施設余熱 利用 場内給湯、暖 房に使用	清 掃 センター
昭和公園			園内灯 LED 照明	LED 照明交換 9 基	管理課
中神公園			園内灯LED照明	LED 照明交換 2 基	管理課
拝島公園			園内灯LED照明	LED 照明交換 6 基	管理課
北文化公園			園内灯LED照明	LED 照明交換 8 基	管理課

第5章 参考資料

日ノ出台公園			園内灯LED照明	LED照明交換3基	管理課
美ノ宮公園			園内灯LED照明	LED照明交換9基	管理課
朝日町いこい公園			園内灯LED照明	LED照明交換6基	管理課
みほり広場			園内灯LED照明	LED照明交換16基	管理課
東町一丁目児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換3基	管理課
武蔵野二丁目東児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換2基	管理課
武蔵野二丁目北児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換2基	管理課
武蔵野三丁目児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換1基	管理課
武蔵野三丁目西児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換6基	管理課
福島神社児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換1基	管理課
みのり児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換2基	管理課
福島第五児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換5基	管理課
玉川町四丁目児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換1基	管理課
玉川児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換3基	管理課
中神町二丁目児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換1基	管理課
朝日町五丁目児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換1基	管理課
東ノ岡北児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換1基	管理課
諏訪神社児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換1基	管理課
美堀町一丁目児童遊園			園内灯LED照明	LED照明交換1基	管理課
土地区画整理事務所	壁面緑化（ゴーヤ・朝顔）				区画整理課
東部配水場	屋上緑化 111 m ² （高麗芝）	雨水再利用貯水槽 4 m ³ （会議室トイレ）平成元年設置	太陽光発電 23kW、屋内一部LED照明	雨水は透水性舗装や浸透槽、樹により地下浸透処理	業務課
西部配水場			太陽光発電 65kW、屋内外LED照明	雨水は浸透槽、樹により地下浸透処理	業務課
北部配水場			太陽光発電 62.4kW、屋内外LED照明	雨水は浸透槽、樹により地下浸透処理	業務課
東小学校	校庭芝生化	天水尊			庶務課
共成小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 10kW		庶務課
富士見丘小学校	校庭芝生化	天水尊			庶務課
武蔵野小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 10kW		庶務課
玉川小学校	校庭芝生化	天水尊			庶務課
中神小学校	校庭芝生化	天水尊			庶務課
つつじが丘小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 10kW		庶務課
光華小学校	校庭芝生化				庶務課

第5章 参考資料

成隣小学校	校庭芝生化	天水尊			庶務課
田中小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 20kW		庶務課
拝島第一小学校	校庭芝生化	天水尊			庶務課
拝島第二小学校	校庭芝生化	天水尊			庶務課
拝島第三小学校	校庭芝生化	天水尊・雨水再利用貯留槽 30 m ³			庶務課
昭和中学校	校庭芝生化	天水尊			庶務課
福島中学校	校庭芝生化	天水尊			庶務課
瑞雲中学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 20kW		庶務課
清泉中学校		天水尊			庶務課
多摩辺中学校	校庭芝生化	天水尊			庶務課
学校給食共同調理場	ゴーヤ植栽による屋外通路のグリーンカーテン		平成18年1月共同調理施設(ボイラー)の熱源をA重油から都市ガスに切替		学校給食課
昭和会館			太陽光発電 5kW		社会教育課
拝島会館			太陽光発電 5kW		社会教育課
福島会館		雨水貯留槽 17m ³ (トイレ)	太陽光発電 10kW		社会教育課
緑会館		雨水貯留槽 34.5m ³ (トイレ)	太陽光発電 10kW		社会教育課
武蔵野会館	屋上緑化143.6m ²	雨水貯留槽 34.5m ³ (トイレ・屋上散水)	コジェネレーションシステム		社会教育課
昭島市民球場		雨水貯留槽 50 m ³ (散水、トイレに使用)	電光掲示板にLED使用		スポーツ振興課
総合スポーツセンター			コジェネレーションシステム		スポーツ振興課
くじら運動公園管理棟			屋内 LED 照明	平成30年度にトイレ改修工事	スポーツ振興課
市民会館・公民館	壁面緑化 (ゴーヤ)		大ホール (客席・楽屋通路・トイレ) 公民館 (会議室等・廊下・トイレ) のダウンライト LED 照明		市民会館・公民館
アキシマエンス		雨水貯留槽 39 m ³ (散水、トイレに使用)	太陽光発電 10kW	地下熱利用	市民図書館管理課

16 放射性物質調査

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う大津波により、東京電力福島第一原子力発電所が大きな被害を受け、放射性物質が大量に放出されるなどの事態が生じた。

この原発事故により、都内でも大気や塵や雨などの降下物から低濃度の放射性物質が検出されたほか、東京都の水道水の一部から指標等を上回る放射性物質が検出されるなど、放射能汚染に対する市民の不安は解消されない。

このことを踏まえ、本市における放射能汚染の状況を正しく把握するとともに、適切に情報提供することによって、市民の放射能に対する不安感を解消し、安全・安心を確保するため、次の対策を実施した。

1. 空間放射線量測定の実施

(1) 昭島市による空間放射線量測定

- ① 測定実施日：平成23年7月5日～（毎月実施）
- ② 測定場所：市内公共施設等（延べ84箇所）
- ③ 対象項目：地上1m及び地表面（地上5cm）の高さの空間線量及び、
植込み・側溝（地表面（地上5cm））の高さの空間放射線量
- ④ 測定結果：昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価：国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間1mSv）を超える測定値は計測されなかった。

(2) 昭島市による空間放射線量毎日測定

- ① 測定実施日：平成24年6月1日～令和3年3月31日まで（毎日実施）
令和3年4月1日～（毎月実施）
- ② 測定場所：昭島市役所西側広場
- ③ 対象項目：地上1mの高さの空間線量率
- ④ 測定結果：昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価：国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間1mSv）を超える測定値は計測されなかった。

(3) 走行サーベイによる空間線量率測定（昭島市・文部科学省）

- ① 測定実施日：1回目 平成25年6月26日、27日
2回目 平成25年11月11日、12日
3回目 平成26年7月15日～17日
4回目 平成26年11月25日～27日
- ② 測定場所：昭島市内全域の道路、道路周辺30m
- ③ 対象項目：道路上の地上1mの高さの空間線量率

第5章 参考資料

- ④ 評価 : 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告 (2007年) の年間積算放射線量 (年間 1 mSv) を超える測定値は計測されなかった。

2. 水道水における放射性物質検査

- ① 測定実施日 : 平成23年3月22日～
(平成23年3月22日から平成24年8月まで 週に1回、平成24年9月から平成26年3月まで 2週に1回、平成26年4月から 月に1回実施)
- ② 測定場所 : 東部配水場 (浄水)、西部配水場 (浄水)
- ③ 対象項目 : 昭島市の水道水に含まれる放射性物質 (28検体)
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 水質管理目標値 (厚生労働省) に示される、規制値を超える放射性物質は検出されていない。

3. 市内農産物中の放射性物質検査

- ① 測定実施日 : 平成23年5月16日～令和2年3月23日 (終了)
- ② 測定場所 : 市内農地
- ③ 対象項目 : 市内で生産された農産物 (24検体)
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 食品の放射性物質に関する規制 (厚生労働省) に示される、基準値を超える放射性物質は検出されていない。

4. 落ち葉中の放射性物質検査 (昭島市実施)

- ① 測定実施日 : 平成25年11月22日 (検体収集日)
- ② 測定場所 : 市内小中学校及び公園
- ③ 対象項目 : 平成25年度産の落ち葉
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について (平成24年3月23日改正 農林水産省) に示される暫定許容値 (400 Bq/kg) を超える検体はなかった。

5. 湧水中の放射性物質調査

- ① 測定実施日 : 平成25年12月10日 (検体収集日)
平成27年1月9日 (検体収集日)
- ② 測定場所 : 龍津寺、諏訪神社

第5章 参考資料

- ③ 対象項目 : 湧水（2検体）
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 水質管理目標値（厚生労働省）に示される、規制値を超える放射性物質は検出されていない。

6. 清掃センターにおける放射性物質等測定

- ① 測定実施日 : 平成23年7月12日～（毎月実施）
- ② 測定場所 : 昭島市清掃センター
- ③ 対象項目 : 焼却灰（主灰・飛灰）に含まれる放射性物質（12検体）
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）に示される指標値を超える放射性物質は検出されていない。

昭島市の環境

- 令和2年度活動/調査報告 -

令和3年9月発行

編集・発行 昭島市 環境部 環境課
昭島市田中町一丁目17番1号
電話 042 (544) 4331 直通